

「放送法第 9 条第 2 項第 2 号の業務の基準」の変更について

「既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務」の実施基準である「放送法第 9 条第 2 項第 2 号の業務の基準」(以下「実施基準」という。)については、本年 12 月に「NHK オンデマンドサービス」を開始すること等に対応するため変更することとし、実施基準の変更案を含む「放送法第 9 条第 2 項第 2 号の業務の基準およびこれに関連する考え方(案)」を対象に、9 月 12 日から 30 日まで、視聴者からの意見募集を行った。

意見募集の結果、特に実施基準の原案を修正する必要はないものと判断し、規定内容の明確化を図るための字句修正のうえ、資料 1 の変更案のとおり変更することとしたいので、定款第 13 条第 1 項第 1 号スに基づく議決を得たい。

本案議決のうえは、実施基準の変更案について総務大臣に認可申請を行う。

なお、意見募集では、合計 37 件の意見が寄せられた。

提出された意見とこれに対する NHK の考え方については、資料 2 のとおり整理するとともに、意見募集の結果等を踏まえて、資料 3 のとおり、「放送法第 9 条第 2 項第 2 号の業務の基準およびこれに関連する考え方(案)」に「受信料を財源として行う業務の規模見直しの考え方」に関する資料を追加するなどの修正を行い、実施基準の変更についての認可申請にあわせて、協会のホームページで公表する。

《本議案の資料構成》

資料1 放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）

資料2 「インターネット実施基準」の変更案等に関する意見募集 実施結果

別紙1 概要版

別紙2 全文版

資料3 放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）およびこれに関連する考え方

別紙1 放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）

別紙2 番組アーカイブ業務に関する「実施基準」変更案関連事項

別紙3 インターネット利用のための既放送番組等の提供基準

別添1 NHKオンデマンドサービスの概要と仕組み

別添2 「インターネット実施基準」の新旧対照および変更の考え方等

（参考1）NHKのインターネットサービスへのアクセス数、実施経費等の推移

（参考2）受信料を財源として行う業務の規模見直しの考え方

参考資料1 放送法、放送法施行規則 関連条文

参考資料2 これまでの経緯

放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）

協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送および有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定されている有線放送に該当するものを除く。）（放送法第9条第2項第2号に規定されている業務。以下「本業務」という。）については、次の基準に基づき実施する。

第1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの

1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、受信料を財源として一般の利用に供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるとともに、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

2. 規模

年額40億円程度を上限とする。

3. 既放送番組等の提供の態様

協会のホームページ（ウェブ上のサイトをいう。以下同じ。）において行うこととし、当該ホームページにおいて、協会が放送した当該放送番組（以下「当該放送番組」という。）の名称を明示する。

4. 既放送番組等の提供期間

当該放送番組の終了後1か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後1か月程度）で終了することを基本とする。

なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、または歴史上特に重要な事実を記録したものであって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。

5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供

災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供（外国語によるものに限る。）については、2から4までの規定にかかわらず、必要に応じ、積極的に実施する。

6. 画質

既放送番組等のうち動画形式によるものについては、インターネットを利用する国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本とし、その具体的な画質等については、国民全体のインターネット接続環境の変化に応じて随時見直す。

7. 基本計画の作成と公表

各事業年度の開始前に、提供しようとする既放送番組等の具体的な内容等を記載した基本計画を公表し、これに則って実施する。

各事業年度の基本計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。

第2 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）

1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に供することにより、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

2. サービスの名称

協会が、番組アーカイブ業務として、利用規約に基づき、日本国内において、電気通信回線を用いて映像・音声コンテンツを配信し、利用者に有料で提供するサービス（これに附帯するサービスを含む。）を、「NHKオンデマンドサービス」（以下「本サービス」という。）と総称する。

3. サービスの種類

本サービスの種類は、既放送番組等を、当該放送番組の放送後1週間程度の期間配信する「見逃し番組サービス」、およびこれより過去に放送した既放送番組等を、一定期間または期間を定めずに配信する「特選ライブラリーサービス」とし、「単品」、番組等を複数本まとめた「パック」または「月額見放題パック」のいずれかの契約種別により提供する。

4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

- ① 本サービスは、サービスの普及および充実のためにプラットフォーム事業者（動画配信サービスにおいて、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等の機能を一括して提供する事業者で、利用者との間に、本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者をいう。以下同じ。）を介して実施することがある。ただし、パーソナルコンピュータを提供端末とする場合を除く。
- ② 協会は、プラットフォーム事業者から契約の申し出があったときは、契約の条件について誠実に協議し、本サービスを実施するために求められる次の条件を満たすと判断したときは、契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。
 - ア. 本サービスを一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。
 - イ. 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと。
 - ウ. テレビジョン受信機を視聴環境とするプラットフォームサービスの場合、ハイビジョン画質による番組提供ができること。
 - エ. オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること。
 - オ. 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること。

- カ. プラットフォームサービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと。
- キ. その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと。
- ③ 契約の締結を行うプラットフォーム事業者の選定について、協会は、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、不当に差別的な取り扱いを行わない。

5. 提供端末

- ① 本サービスにおいて対象とする端末機器は、本サービスを利用するために必要な次のソフトウェアまたは機能を備えたパーソナルコンピュータ、テレビジョン受信機およびセットトップボックスであって、各々に必要な電気通信回線に接続されたものとする。
 - ア. 配信する動画を再生するためのソフトウェアまたは機能
 - イ. 配信する動画の再生条件等を制御するコンテンツ保護ソフトウェアまたは機能
 - ウ. 配信する動画の内容情報等のメタデータの表示および視聴・購入等のユーザーインターフェースを提供するソフトウェアまたは機能
 - エ. 個別認証を必要とする有料課金サービス等のサービスモデルを実現するソフトウェアまたは機能
- ② ①の端末機器のうちテレビジョン受信機およびセットトップボックスについては、本サービスの提供に関し協会との間で契約を締結したプラットフォーム事業者が提供し、または当該プラットフォーム事業者の規格に準拠したものを対象とする。
- ③ 技術進歩等によって本サービスを利用するために必要なソフトウェアまたは機能を備えることにより、新たに①の条件を満たした端末に関しては、その普及の程度および協会が新たに負担することとなる費用を勘案しつつ、逐次、提供端末に加える。

6. 本サービスの利用申し込みに対する応諾義務

協会は、番組アーカイブ業務の実施に当たって、本サービスの利用希望者との契約を、正当な理由なく拒まない。

7. 利用規約の作成

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、提供端末の諸条件に対応して、あらかじめ、次に掲げる事項を含む利用規約をパーソナルコンピュータ向けおよび各プラットフォームサービスごとに定める。

- ① 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介しており、本サービス専用の会員登録を行うことなく購入の申し込みを行うことができる環境にある場合、当該プラットフォームサービスの利用規約には、この項目は含めない。
- ② 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示

すること。

- ③ 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法。
- ④ 利用者から利用障害等が発生した旨通知があった場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）に何らかの異常があったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介している場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。
- ⑤ コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項。
- ⑥ 協会は、利用者の氏名、生年月日、電話番号等の個人情報を、別に定める「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。
- ⑦ 協会は、⑥に定める個人情報を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと。
- ⑧ 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件。
- ⑨ 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、利用者に対する予告に必要な期間を確保するため、当該プラットフォーム事業者との契約内容を整備する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該プラットフォームを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。
- ⑩ ①から⑨までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等。

8. 個人情報保護について

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、協会の業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施する。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者がこれと同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。
- ② 個人情報の利用を適正に行うための措置をとるとともに、個人情報の盗難、改ざん、漏洩等によるプライバシー侵害その他の権利の侵害を防止するため、適切な安全管理措置を講じる。
- ③ 個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護に関する統括責任者、管理者および担当者を配置する。
- ④ 個人情報の取り扱いに関して寄せられた苦情および利用者本人からの開示等の求めについては、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適正に対応する。
- ⑤ ①から④までに定めるところによるほか、個人情報については、「NHK個人情報

報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。

9. 利用料金の考え方

- ① 本サービスを開始するに際し、利用料金の料額を決定するにあたっては、あらかじめ利用料金収入の推計調査を実施し、これにより利用料金収入総額の推計値が最大となる料額を基準として、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないことを加味し、その中心料金を設定するものとする。
- ② ①の中心料金は、その適用される複数年度の計画期間中に見込まれる事業収支が相償するものでなければならない。
- ③ ①の中心料金を基準として、「単品」については番組の長さおよび市場性を考慮したランクならびに画質に応じ、また、「月額見放題パック」については画質に応じ、それぞれ標準的な料額を定めた料金表（以下「NOD料金表」という。）を設定する。
- ④ 個々の提供番組については、NOD料金表上のどのランクを適用するかを、当該番組の市場性を評価したうえで、提供開始時に決定する。
- ⑤ 個々の「パック」については、提供開始時に、30パーセントを超えない範囲で「パック」割引率を決定し、当該「パック」を構成する番組の「単品」の料額の合計額に、当該決定した「パック」割引率を乗じた額を減じて、その料額を設定する。
- ⑥ NOD料金表は、その適用後6か月以上にわたり、利用料金収入が①の推計調査結果に比し大幅に低い水準にあり、かつ利用実績その他の指標に照らしこれを改定することにより収入の増加が見込まれるときは、必要な改定をすることがある。
- ⑦ NOD料金表は、毎年少なくとも1回実施する市場調査により、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低いことが判明したときは、その是正のため必要な改定を行う。
- ⑧ 番組の長さおよび市場性を考慮したランクがNOD料金表に当てはまらない番組、または権利確保のために要する経費が標準的な経費に比し著しく高額となる番組については、特別料金を設定することがある。
- ⑨ シリーズ番組のうちの一部の番組について、当該シリーズ全体の利用料金収入の増加が見込まれるときは、その料額を、無料もしくはNOD料金表記載の料額に比し著しく低い額とし、またはその適用する「パック」割引率を30パーセントを超える高い率に設定することがある。ただし、この項の規定を適用する番組の提供本数は、料額決定の透明性を確保する観点および過大な危険負担を回避する観点から、当該年度の総提供本数の5パーセントを超えないこととする。

10. 区分経理

- ① 番組アーカイブ業務に係る経理は、その他のものと区分して番組アーカイブ業務勘定により整理する。
- ② 既放送番組等を本サービスで使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を番組アーカイブ業務勘定の経費に計上する。
- ③ 番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。
ア. 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に

要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、「見逃し番組サービス」に係る経費はその全額を、「特選ライブラリー番組サービス」に係る経費は、提供番組数の実績に応じて、それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

イ. 給与経費・退職手当および厚生費については、番組アーカイブ業務を実施する要員相当分を、番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

ウ. 協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

11. 収支差が生じた場合の扱い

- ① 番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。
- ② 繰越欠損金の解消後の番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、番組アーカイブ業務勘定における翌期以降の番組アーカイブ業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

12. 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

13. 番組アーカイブ業務の周知・広報活動

番組アーカイブ業務の周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

14. 操作方法・画面表示

提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。

15. 意見・苦情等への対応

- ① 本サービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が本サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム事業者を介した本サービスの利用に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者のコールセンターで受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、本サービスのより円滑な利用を促進する。
- ② 番組アーカイブ業務の遂行状況に関して外部事業者から寄せられた意見・苦情等については、外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じる。

16. 資料の公表

7の利用規約、9の①および⑦の調査結果、10の③の配賦基準ならびに15の②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

17. 検討

- ① 番組アーカイブ業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、9の規定にかかわらず、その後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。
- ② 平成25年度末において、番組アーカイブ業務勘定の単年度の事業収支差益が発生せず、かつ繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる。

第3 この基準の施行日

この基準は、平成20年11月20日から施行する。

第4 この基準の見直し

この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、その施行日から3年後を目途に必要な見直しを行うこととする。

第5 その他

第1の7の基本計画のうち平成20年度に係るものについては、この基準について総務大臣の認可を得た後、この基準の施行日までに公表する。

「インターネット実施基準」の変更案等に関する意見募集
実施結果

提出件数 37件

<提出方法別>

ホームページ（専用メールフォーム） 36件
郵送 1件

<提出者属性別>

団体 2件 （社）日本民間放送連盟、（社）日本新聞協会メディア開発委員会
会社 3件 （有）遠州パソコン寺子屋、（株）テレテック、ヤフー（株）
学校 1件 （札幌市立新琴似小学校）
個人 31件

提出意見とNHKの考え方

頂いたご意見とこれに関するNHKの考え方は、別紙1（概要版）および別紙2（全文版）のとおりです。

1 受信料を財源として行う業務について

	ご意見の概要	NHKの考え方
(1)規模について	上限を40億円程度とする根拠を具体的に示すべき。(民放連、新聞協会メディア開発委員会)	<p>・ご意見を踏まえて、「放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）およびこれに関連する考え方」を修正することとし、NHKのインターネットサービスのアクセス数等の推移については別添2の参考1を追加するとともに、「規模」見直しについては、別添2の参考2を追加し、さらに具体的に考え方をお示ししています。</p> <p>(なお、参考2の要旨は以下のとおりです。)</p> <p>規模の上限については、今後3年程度を見越して考えられる経費見込みを踏まえて検討したものです。これまでの「約10億円」という上限は、もともと平成14年3月に公表された「日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン」で示されたものであり、その後6年が経過し、その間の国民のインターネット利用の大幅な進展や接続環境の急速な変化等を踏まえて今回の見直しを行うことにしたものです。</p> <p>この「40億円程度」はあくまでも上限値であり、実際の支出予算は、平成21年度以降、毎年度の予算編成の中でNHK全体の財政状況を踏まえて決定し、国会の承認を得ていくものですので、現段階で具体的な内訳があるものではありませんが、見直しの検討に当たっては以下のような増加要素を見込みました。</p> <p>① 国民のインターネット接続環境の高速化、多様化等に対応する観点から、今後、コンテンツ提供側のNHKとしても、一定の基盤整備が必要になるものと考えています。例えば、動画コンテンツの画質改善等のためのサーバー強化、多様化する各社の携帯端末向けにコンテンツを自動変換するシステムの整備、DRM（デジタル権利管理システム）の運用など、必要な基盤整備を進めるための経費増が見込まれます。</p> <p>② 今回の実施基準の変更により、従来の実施基準で「規模」の対象外としていた番組の周知宣伝のうち「既放送番組等の提供」に該当するものは「規模」の対象とすることとしているため、新たにその部分の金額を見込みました。</p> <p>③ ①の基盤整備にあわせて、コンテンツ内容の適正性の確保と充実を図るため、ホームページ編集体制の整備等のための経費増も見込んでいます。</p> <p>放送法第9条第2項第2号の業務の現在（平成20年度予算）の実施経費8.8億円にこれらの増加見込み分を加えると、合計で三十数億円程度となることも見込まれるため、上限値は「40億円程度」に設定することとしたものです。</p>

	40億円を上限とすることに強い違和感がある。放送と同列、それ以上にインターネット配信に積極的に対応すべき。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> 受信料を財源として行う本業務(以下「受信料で行う業務」といいます。)は、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として、インターネットを通じて行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があるものと考えています。今回の変更案では「年額40億円程度を上限とする」こととしています。
(2)提供期間について	放送終了後1か月程度で終了せず、最低1年程度/無期限とすべき。(ヤフー、個人)	<ul style="list-style-type: none"> 受信料で行う業務は、NHKが行う放送の補完と既放送番組等の国民への還元の双方を目的とするものですが、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があり、また、2つの目的の中でも放送の補完に重きを置いて実施することが適切と考えています。 提供期間や提供するコンテンツの範囲を限定しない場合には、コンテンツの権利者の許諾を得るなどのために多大な費用を要することとなることから、少なくとも現段階においては、その期間・範囲はある程度限定せざるを得ないものと考えます。
	学校においては放送終了後1年間というような特例を認めてほしい。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 なお、学校放送番組は主として学校向けのものであることから、その取り扱いについては、学校におけるインターネット接続環境の整備状況も踏まえつつ、今後検討していきます。
(3)提供するコンテンツについて	全番組をネットで公開すべき。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> 受信料で行う業務は、NHKが行う放送の補完と既放送番組等の国民への還元の双方を目的とするものですが、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があり、また、2つの目的の中でも放送の補完に重きを置いて実施することが適切と考えています。 提供期間や提供するコンテンツの範囲を限定しない場合には、コンテンツの権利者の許諾を得るなどのために多大な費用を要することとなることから、少なくとも現段階においては、その期間・範囲はある程度限定せざるを得ないものと考えます。
	語学講座などは無料で提供すべき。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> 提供するコンテンツ、提供の形式等については、頂いたご意見も踏まえつつ、今後検討を進めていきます。
	無料で提供するコンテンツをもっと具体的に示すべき。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なコンテンツについては、今後検討を進め、基本計画の中で公表します。
	現行のNHKオンラインは、「こんなに金をかける必要があるの?」というページが多い。BBCなどをもっと参考にすべき。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> 受信料で行う業務において提供するコンテンツの具体的な内容については今後検討を進めますが、業務の目的にふさわしい内容の充実とともに、効果的・効率的な業務実施に不断に努めていく考えです。

	テレビだけでなくラジオ（特にR1）についても検討してほしい。（個人）	・提供するコンテンツについては、テレビ番組とラジオ番組とを区別することなく、検討していく考えです。
(4)画質について	高画質での提供を実現してほしい。（学校、個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料で行う業務については、「国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本」とすることが適当と考えており、インターネット接続環境の急速な進展に対応して、適時適切に見直しを行っていく考えです。 ・なお、学校放送番組は主として学校向けのものであることから、その取り扱いについては、学校におけるインターネット接続環境の整備状況も踏まえつつ、今後検討していきます。
(5)その他	民業圧迫とならないよう配慮が必要。民業圧迫により、結果としてメディアの多元性、言論・表現の多様性が損なわれることがあってはならない。放送法によって規定された業務範囲を超えることがないよう、慎重な対応を強く求める。（新聞協会メディア開発委員会）	・受信料で行う業務の実施にあたって市場への影響についての配慮が必要と考えており、放送法第9条第2項第2号の業務が放送法改正によって追加された趣旨を踏まえつつ、適切に業務を実施していく考えです。
	賛成。利用者のニーズにあったよい方針。（個人）	・本案に賛成のご意見と承ります。
	NHKがインターネット配信を行うべきでない。（個人）	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットは今や人々の生活や社会活動等に不可欠な“道具”となっており、NHKの放送を補完するサービスや過去番組の提供に対する視聴者の皆さまからの強いご要望を受けて、NHKは、従来から受信料を財源としてインターネットサービスを実施してきました。 こうしたサービスについては、平成19年の放送法改正によって、NHKの業務として改めて明確に位置付けられたところです。
	受信契約をしているかどうかで区別すべき。（個人）	・受信料で行う業務は「放送の補完」を主な目的とするものであり、これによってNHKの放送番組に接していただく機会が増えれば、受信料のお支払いにつながっていくことも期待できると考えます。
	国内に限定しないでほしい。（個人）	・受信料で行う既放送番組等の提供を国内向けに限定する考えはありません。

2 利用者負担で行う業務について

	ご意見の概要	NHKの考え方
(1)提供期間について	<ul style="list-style-type: none"> ・提供期間に制限を設けるべきではない。(ヤフー) ・「見逃し番組サービス」も、1か月程度は視聴可能とすべき。(個人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの権利者から許諾を得る上で、配信期間を定めることが必要と考えていますが、「特選ライブラリーサービス」において、権利者から期限の定めなく許諾が得られた場合には、期間を定めずに配信する場合があります。
(2)提供するコンテンツについて	ハイビジョン作品を多くしなければならない。(テレテック)	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。
	映像教材データベースのスタートとしてほしい。(学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。
	画質と料金体系に柔軟性を持たせてほしい。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供するコンテンツについて複数のフォーマットを用意することは、サーバー容量の増大、映像変換装置の増設などが必要となり、コストアップ要因となりますので、利用者の皆さまからのご要望などを踏まえながら、実施に向けた検討を進めていきたいと考えます。 なお、標準的な料額については、コンテンツの画質等に応じて設定することとしています。
	購入番組やスポーツ番組は提供する必要がない。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKが放送した海外のドキュメンタリーやドラマ、スポーツ番組についても、利用者のニーズがあり、経費負担が比較的小さい範囲でコンテンツの権利者からの許諾が得られる場合には、提供を行う計画です。
(3)プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応について	プラットフォーム事業者にとって、条件が不利。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム事業者が満たすべき条件のひとつとして「オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること」を規定していますが、これは、放送終了後比較的短時間(24時間程度を想定)のうちに「見逃し番組サービス」を実施する上で必要なものです。これを含め、プラットフォーム事業者に不利な条件を課すものではないと考えます。 ・仕組みが分かりにくいというご意見を踏まえて、「放送法第9条第2項第2号の業務の基準(案)およびこれに関連する考え方」を修正することとし、「NHKオンデマンドサービスの概要と仕組み」について、別添1を追加し、さらに具体的にお示ししています。
	すべてのVOD配信事業者で利用できるようにしてから実施すべき。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム事業者を介して行うサービス(パーソナルコンピュータを提供端末とするものを除く。)については、サービスを実施するために必要な条件を定め、これらを満たす事業者と契約を締結することとしています。また、プラットフォーム事業者の選定にあたっては、不当に差別的な取り扱いをしないこととしています。

(4)規格、方式等について	オープンな規格を採用すべき。(個人)	・可能な限りオープンな規格の採用を目指しており、コンテンツ保護、サービスモデルの実現等の観点から、端末機器のソフトウェア・機能に関する一定の条件を設け、こうしたソフトウェア・機能を備えたものを逐次対象に加えることとしています。
	ダウンロードして視聴できるようにしてほしい。(個人)	・視聴期間を限定したダウンロードサービスについては、12月のNOD業務開始当初は実施しませんが、利用者のご要望等を踏まえ、実施について検討を進めていきます。
(5)利用料金について	最低限のコストのみを反映した低廉な料金とすべき。(ヤフー)	・利用者負担によるサービスとしての公正競争確保の観点から、利用料金を、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し、不当に低くならないように設定することは必要と考えています。
	教育にかかる免除規定の創設などの措置をお願いしたい。(学校)	・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。
	・無料で実施すべき。受信料との料金の二重取りはおかしい。(個人) ・受信料を支払っている者とそうでない者では、料金を分けるべき。(個人)	・利用者負担で行う業務(以下「NOD業務」といいます。)は、放送法の改正により、インターネットを通じて有料でコンテンツを提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 ・利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 ・放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 ・利用料金は、NOD業務を実施するために必要となる経費をそのサービスを利用する方にご負担いただくものであり、また、このサービスによりNHKの放送番組に接していただく機会が増えることも期待します。受信料の支払いの有無によって扱いを異にすることは、消費者取引の適正性等の観点からご指摘を受ける可能性もあると考えます。
	広告収入で無料にできないか検討してほしい。(個人)	・NOD業務の実施にあたって広告収入を得る考えはありません。
(6)区分経理について	区分経理の詳細を公表して、透明性を確保すべき。(民放連)	・区分経理については配賦基準を定めて適切に運用するとともに、決算を公表して透明性を確保します。また、配賦基準は協会のホームページに掲載して公表します。
(7)意見・苦情等への対応について	「外部委員を含む審査委員会」が適切に機能するよう要望する。(民放連)	・外部委員を含む審査委員会については、規程を定め、適切に運用します。

(8)業務の継続に関する検討について	3年で収支均衡にならなければ撤退を含めた措置を講じるべき。繰越欠損金の解消に受信料を注ぎ込むようなことがあってはならない。(民放連)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOD業務の収支計画では、3年経過後の年度(23年度)に単年度黒字、5年経過後の年度(25年度)に繰越欠損金解消を目指していることから、平成25年度末において本業務の継続を検討する旨を定めています。また、この基準は施行日から3年後を目途に必要な見直しを行う旨を定めています。
(9)その他	提供料額や権利許諾対価の設定によって、市場の健全な発達を阻害することのないよう慎重な配慮を望む。(民放連)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOD業務の利用料金は、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し、不当に低くならないように設定します。また、サービスの利用を促進するためにシリーズ番組の一部を料金表記載の料額に比して著しく低額に設定することがありますが、その本数は一定比率に限定することとしています。 ・ 権利許諾を得るための対価や料率については、NOD業務の収支を十分考慮した上で、権利者と協議して設定いたします。
	NHKブランドが民間ビジネスに過度に利用されるなどの批判を受けないよう配慮すべき。(民放連)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラットフォーム事業者との契約の条件の一つとして「公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと」を規定しているところです。プラットフォーム事業者を介して提供を行う場合には、ご指摘のような状況が生じないように十分配慮していきます。
	国内に限定しないでほしい。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOD業務については、実施のための経費を抑制し利用料金を低廉なものとするとともに、より多くのコンテンツを提供するため、提供先を日本国内に限ることを条件にコンテンツの権利者からの許諾を得ています。
	サービスにとっても期待している。全番組をアーカイブにするなど、内容の充実を望む。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案に賛成のご意見と承ります。
	きちんとした予測と料金設定をしないと赤字を受信料で埋めることになりかねず、視聴者として今後厳しくチェックする必要がある。(個人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ NOD業務については、放送法により他の業務と区分して経理することが定められており、必要経費は受信料ではなく、利用者に負担していただく利用料金で賄います。 ・ NOD業務の収支は、当初は赤字でスタートしますが、5年経過後の年度(25年度)で繰越欠損金を解消させ、収支が相償するような料金水準とする計画です。

3 その他、全般

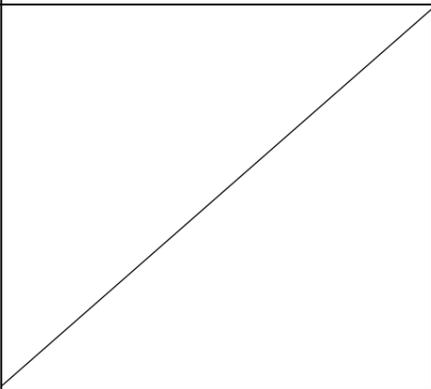
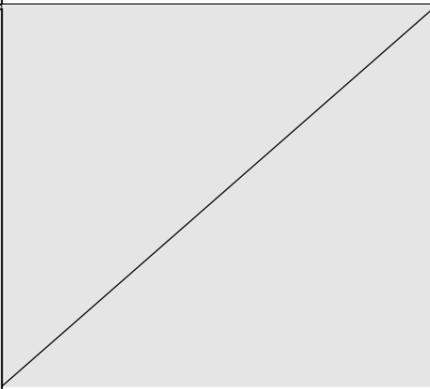
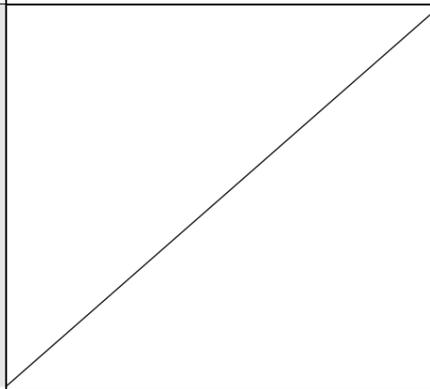
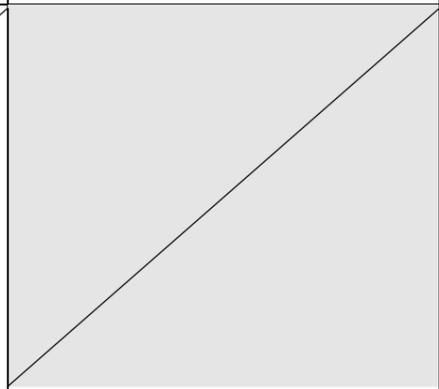
	ご意見の概要	NHKの考え方
(1) VOD事業者等への提供について	提供料金はコストを数年で回収するために必要な最小限の設定とすべき。コンテンツ使用料を「他の事業者と同水準」などとする表面的な料金比較は無意味。(ヤフー)	<ul style="list-style-type: none"> 提供または使用承認に伴って発生することが見込まれる費用については、提供先または使用承認先の事業者負担していただく考えです。 「インターネット利用のための既放送番組等の提供基準(案)」の3で、NHKコンテンツの使用料について「他の事業者と同水準」としているのは、必ずしも他のコンテンツ提供者が設定している使用料と同水準とするということまでを指したのではなく、NHKオンデマンドサービスへの提供の場合も他の事業者に対する提供の場合も同水準とするという趣旨です。 <p>この点については誤解を招くおそれがありますので、3の記述を次のとおり改めます。(下線部を追加)</p> <p>「<u>当該提供または使用承認に当たって適用するNHKコンテンツの使用料は、NHKオンデマンドサービスおよび他の事業者への提供または使用承認にあたって適用する使用料と同水準とする。</u>」</p>
(2) 全般	<p>NODやホームページにおいて広告ビジネスを行うことは将来的にも絶対にあってはならない。(民放連)</p> <p>NHKの全般的なあり方や民間事業者との公正な競争も見渡したうえで、NHKが真に手がけるべきものかどうかを適切に判断し得る透明性の高い組織や手続きが必要。(民放連)</p> <p>将来にわたり、未放送の番組・コンテンツをインターネット業務で配信することがあってはならない。(民放連)</p> <p>コンテンツ提供において先導的な役割を果たしてほしい。(個人)</p> <p>ネットを使わない層がいることも考慮すべき。(個人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放送法第9条第2項第2号の業務の実施にあたっては、広告収入を得る考えはありません。 頂いたご意見は、今後の事業運営に当たって参考とさせていただきます。 ご指摘のとおり、放送法第9条第2項第2号業務において提供できるのは「既放送番組等」であり、法律の規定を遵守して業務を実施していく考えです。 なお、NHKが行うインターネットによるコンテンツ提供は、第9条第2項第2号業務に限られるものではなく、番組制作等の本来業務の一環として行うものや、災害・危機管理情報その他の緊急情報・選挙情報・外国人向け情報・番組の周知宣伝等であって放送終了よりも前に提供を開始するものなどがあり、この点については「放送法第9条第2項第2号の業務の基準およびこれに関連する考え方(案)」の3でお示ししているところです。 頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。

	<p>P2P網の活用や可能な限りDRMフリーの配信を進めてほしい。報道番組や社会ドキュメンタリー、選挙番組などは、原則無料、DRMフリー、コピーフリーにしてほしい。(個人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P2P網の活用や可能な限りDRMのあり方については、今後の技術の動向やコンテンツに関わる権利者の意向など見極めながら、NHKとしても検討を進めていきたいと考えます。 ・ なお、受信料で行う業務においては、ご指摘のようなジャンルについても、コンテンツを充実させていく考えです。
(3)意見募集について	<p>広く視聴者から意見を募集することを高く評価する。今後もこのような取り組みを継続してほしい。(民放連、個人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頂いたご意見は、今後の事業運営にあたって参考とさせていただきます。

「放送法第9条第2項第2号の業務の基準およびこれに関連する考え方（案）」に対するご意見とNHKの考え方

注 本表の作成にあたっては、頂いたご意見を原文のまま掲載することを基本としていますが、1～3の項目の区別なく頂いたご意見等を各項目に整理し直しているほか、明らかなタイプミス等と考えられる箇所の修正や明らかにご意見には当たらない箇所の省略など、最小限の加工を行っています。

受付順	お名前	1 受信料で行う業務について	NHKの考え方	2 利用者負担で行う業務について	NHKの考え方	3 その他	NHKの考え方
1	個人					スペイン国営放送のURLです。 http://www.rtve.es/	・外国放送事業者が行っている同様の業務については、業務実施にあたって、適宜参考としていきたいと考えます。
2	個人			NHKの番組は、受信料で作成されており公共財的性格がある。 NHKアーカイブス（川口）まで行って番組を視聴する人は少数だと思われる。 よって、NHKアーカイブスの番組をインターネット配信することは意味があると思われる。 複数の著作権のある番組をどう配信するかが課題だと思われる。 利用料は、運営費、設備費、人件費で納まる程度で決めるべきだと思う。	・本案に賛成のご意見と承ります。 ・利用者負担で行う業務（業務の愛称「NHKオンデマンドサービス」の略称「NOD」を用い、以下「NOD業務」といいます。）については、放送法により他の業務と区分して経理することが定められており、利用料金は、コンテンツの権利者に対する権利を含めて、NOD業務に係る費用が賄える水準とする考えです。		
3	個人	賛同します。 私は海外在住なのですが、「日本国内」限定ですか？もしもそうなら「日本国内」の足かせは絶対に外して欲しいです。 また、テレビ放送だけでなく、ラジオ放送（特にR1）の開放についても考えていただけませんか？	・本案に賛成のご意見と承ります。 ・受信料を財源として行う業務（以下「受信料で行う業務」といいます。）の提供を国内向けに限定する考えはありません。 ・提供するコンテンツについては、テレビ番組とラジオ番組とを区別することなく、検討していく考えです。	そうでもしないとネットをしない人から賛同が得られないでしょう。また、垂れ流しにして、外国人が見られるのも、ちょっと筋が違うような気がしますから。インターネットが日常になった今、これも受信料の範囲内ですべてまかなっていただければ、という思いもありますが、不本意ながら受益者負担という意味から「YES」で従います。 しかし気になるのは「日本国内」という部分です。せっかく世界中どこからもアクセスできるインターネットなので、しかも有料なら誰でも見るものではないでしょう。私は海外在住なので、この「日本国内」の足かせは絶対に外して欲しいです。	・本案に賛成のご意見と承ります。 ・NOD業務については、実施のための経費を抑制し利用料金を低廉なものとするとともに、より多くのコンテンツを提供するため、提供先を日本国内に限ることを条件にコンテンツの権利者からの許諾を得ています。	私はどれも手を抜かないNHKのていねいに作り込まれた番組が好きです。でも悲しいかな、現在は海外在住なのでそのNHKすら見る事ができません（ワールドプレミアムは除く）。 またテレビだけでなく、R1放送も好きで、特にラジオビタミンやふるさとラジオが好きです。音楽部分だけを外す形で、権利関係を処理して、ラジオについても開放していただけませんか？ あるいは有料ならストリーミング放送ということも期待できるのでしょうか？ いずれにしても、最低限、今後の見直しにより導入される新サービスは、「日本国内」に限定しないで欲しいです。	※左の欄でNHKの考え方をお示しています。
4	個人	語学講座などは無料のPodcastingで行うべきだ。	・提供するコンテンツ、提供の形式等については、頂いたご意見も踏まえつつ、今後検討を進めていきます。	自前のシステム構築は費用がかかる。 iTunes Store ほか複数の提供者のインフラを利用すべき。 配信の為に発生する費用は放送と比べて桁違いに小さいはずなので、NHK制作の番組を中心に無料の番組も多数用意すべき。 Windows Media などOSが限定されるような規格ではなく、多くの機器でH.264のようなオープンな基準を採用すべき。	・自前で配信設備を所有・運用すれば相当の費用が発生することはご指摘のとおりであり、NOD業務においては、NHK自身が配信設備を保有せず、外部事業者の配信サービスを利用すること等により、コストの軽減を図ります。 ・NOD業務を実施するために必要となる経費は、利用者に負担していただく考えです。なお、サービスの利用を促進するためにシリーズ番組の一部を料金表記載の料額に比して著しく低額に設定することがありますが、その本数は一定比率に限定することにしていきます（変更案第2の9⑨）。 ・可能な限りオープンな規格の採用を目指しており、コンテンツ保護、サービスモデルの実現等の観点から、端末機器のソフトウェア・機能に関する一定の条件を設け、こうしたソフトウェア・機能を備えたものを逐次対象に加えることとしています（変更案第2の5）。	世界から立ち後れているコンテンツの提供について、NHKが風穴をあけてほしい。	・放送法第9条第2項第2号の業務が放送法改正によって追加された趣旨を踏まえて、適切に業務を実施していく考えです。

5	個人	<p>現在、NHKエンタープライゼスにコンテンツを提供し、子会社が利益を上げるシステムをとりつつ、別途受信料を用いてダウンロードサービスを開始し利潤をあげる事には矛盾がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> NHKは、NHKのコンテンツの利用を希望する事業者から提供または使用承認の要請があったときは、子会社であるか否かにかかわらず、公平なルールの下にこれに対処しています(インターネット利用のための提供基準については、「放送法第9条第2項第2号の業務の基準(案)およびこれに関連する考え方」別紙3)。 受信料を財源とする本業務は、「利潤をあげる」ものではありません。 	<p>「協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること」 これは実現不可能な要求であるがため、プラットフォーム事業者への提供があり得ないと考えられる。</p> <p>「本サービスにおいて対象とする端末機器は、本サービスを利用するために必要な次のソフトウェアおよび機能を備えたパーソナルコンピュータ、テレビジョン受信機およびセットトップボックスであって、各々に必要な電気通信回線に接続されたものとする」 協会がSTB機器の提供を行う事業もおこなうのでしょうか？</p> <p>「協会が新たに負担することとなる費用を勘案しつつ」 この追加負担も受信料を財源とするためには、協会がそれに備えて蓄財する必要があるように思えます。これは予算としてきちんと計上するのでしょうか？現状の公開状況を見て不透明になると考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 番組の即時公開停止は、万が一番組内容に誤りがあった場合等に必要となるものであり、プラットフォーム事業者においても対応可能な条件と考えています。 NHKがSTB機器の提供を行うことはありません。STB機器向けのサービスは、必要な機能を有するSTB機器を提供するプラットフォーム事業者を介して実施します。 NOD業務については、放送法により他の業務と区分して経理を行うことが定められており、NHKが負担することとなる費用は、受信料で賄う一般勘定ではなく、利用料金で賄うNOD業務の勘定に計上します。 なお、区分経理に基づく平成20年度予算については、国会の承認を受け、NHKのホームページ等で公表しています(放送法施行規則に基づき、「番組アーカイブ勘定」という名称になっています。) 	<p>インターネット実施に関して、受信料を用いるべきではないと考えます。</p> <p>現在NHKが拠り所としている放送法自体が現在の技術環境とは乖離してしまっているが、これを改定しないで受信料を取りつつ、業務を肥大化させている事に対して反対します。</p> <p>NHKで行うべき事項、民間に委託する事項をきちんと別けて受信料を利用すべきである。</p> <p>韓国ドラマ、人気を求める番組は民放にまかせるべきでしょう。</p> <p>地方ではそれが求められているというのであれば、都市部の意見は無視している事で公平な対応をしていないと考えられます。</p> <p>インターネット事業を行う前に、その抜本的なNHKのあり方を考えるべきだと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> インターネットは今や人々の生活や社会活動等に不可欠な“道具”となっており、NHKの放送を補完するサービスや過去番組の提供に対する視聴者の皆さまからの強いご要望を受けて、NHKは、従来から受信料を財源としてインターネットサービスを実施してきました。 こうしたサービスについては、平成19年の放送法改正によって、NHKの業務として改めて明確に位置付けられたところです。 受信料で行う業務は、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として、インターネットを通じて行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があるものと考えています。今回の変更案では「年額40億円程度を上限とする」としています。
6	個人	<p>番組を「うっかり」「急な予定で」「忙しくて」見逃したという経験は誰にもあるはずで、とりわけそれが続き物だったりすると以降見続けるモチベーションが下がるものです。また、今までチェックしていなかった番組も、何かの切っ掛けで興味を持ち、過去に遡って見たくなる事もよくあるもの。</p> <p>それが1ヶ月という限られた期間でテレビよりも劣化した画質であっても、合法的に見られるというのは利用者のニーズに合致した良い方針だと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本案に賛成のご意見と承ります。 	<p>物流を伴わないのだから、在庫リスクを恐れてパッケージになっていない、ニッチでも良質な番組や、歴史的価値の高い映像などが配信されることを期待します。</p> <p>この分野において日本は世界各国でも話題になるような良質な番組をたくさん持っているにもかかわらず米国に基だしく先んじられているのが歯痒く感じられます。いずれは日本国内のみならず、世界の視聴者をもターゲットにした市場にも打って出られることを期待します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見については、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 NOD業務については、実施のための経費を抑制し利用料金を低廉なものとするとともに、より多くのコンテンツを提供するため、提供先を日本国内に限ることを条件にコンテンツの権利者からの許諾を得ています。 	<p>民業圧迫などという声もあるかも知れませんが、NHKが動かなければ他も危機感を持ちません。放送コンテンツ市場において黒船を眺めながら既得権益のぬるま湯で茹で蛙になるだけです。日本の放送業界の巨人が先鞭を付けるこの方針を支持します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本案に賛成のご意見と承ります。
7	個人			<p>利用者負担によって行う番組アーカイブ業務「NHKオンデマンドサービス」上記について、既にオンデマンドで放送する番組は視聴者からの視聴料で作った作品であるのに、料金の2重取りはおかしいのではないですか？</p> <p>国民の視聴料で作った作品は、国民の財産のはず。それをNHK固有の財産として、再び料金を取って放送するのはおかしいと思います。</p> <p>それなら、その収入を負担した国民に返還すべきであると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 		

8	個人	<p>「当該放送番組の終了後1か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後1か月程度）で終了することを基本とする。」は無期限にするのが望ましいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受信料で行う業務は、NHKが行う放送の補完と既放送番組等の国民への還元を目的とするものですが、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があり、また、2つの目的の中でも放送の補完に重きを置いて実施することが適当と考えています。 提供期間や提供するコンテンツの範囲を限定しない場合には、コンテンツの権利者の許諾を得るなどのために多大な費用を要することとなることから、少なくとも現段階においては、その期間・範囲はある程度限定せざるを得ないものと考えます。 	<p>NHK番組のネット配信は受信料の二重取りを防ぐためにも原則無料であるべきで、利用者に負担させる場合であっても必要経費の負担とすべきでNHK関連会社や実演家が利潤を得るようなことはあってはならないと思います（実演家が二次使用料を求める行為は非営利を旨とする公共放送の精神に反する）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 	<p>ネット配信は全世界で観られるようにしてください。</p> <p>NHKが制作（製作）する番組にクリエイティブコモンズライセンスを採用し視聴者が自由にYouTubeやニコニコ動画などにアップロードできるようになれば安価にネット配信を実現できるはずですが、</p> <p>また、貴局はアメリカで採用されている正当な目的なら著作物を自由に利用できるフェアユース規定を著作権法に盛り込むよう要求するべきだと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見については、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 受信料で行う業務の提供を国内向けに限定する考えはありませんが、NOD業務については、実施のための経費を抑制し利用料金を低廉なものとするため、提供先を日本国内に限ることを条件にコンテンツの権利者からの許諾を得ています。
9	個人	<p>サイトを通じてまで情報やコンテンツを必要とする利用者とそうでない利用者は、まったく違う。そうした利用者の違いを想定せず、「まず予算ありき」「ウェブサイトを通じての配信」などを考えるべきではないように思う。</p> <p>「番組表を新聞で見ればいい。見過ぎたら忘れる」といったワイドショー番組に近いものを嗜好する層と、スペシャルや報道番組を中心に視聴する層が現実には存在する。</p> <p>もしNHKが一般企業なのであれば、そうした視聴者のネット利用調査をしてから、どの部分に金を掛け、金を掛けないでいい部分はどうしたら削れるかを想定する筈である。そして「予算枠から少しでも削って他の分野に使う」ことを考える。</p> <p>しかし現行のNHKオンラインは、ニュースの視聴が海外でも自由に見れるなどの利便性を除いて、「こんなに金掛ける必要があるの？」という頁が多いように思う。よく比較されるBBCオンラインなどをもっと参考にしたほうが良いように思うし、そのためには外部協議会を置くべきだと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見については、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 受信料で行う業務において提供するコンテンツの具体的な内容については今後検討を進めますが、業務の目的にふさわしい内容の充実とともに、効果的・効率的な業務実施に、不断に努めていく考えです。 	<p>まずは、「すべてのVOD配信等をしている事業者において、利用可能な配信」にしてから事業を開始すべきだと思う。ある事業者の会員なら視聴出来るが、そうでない場合にはダメというのでは、NHKの存在意義の根幹が意味をなさなくなってしまうからである。自分はある事業者の利用者で、数ヶ月前にNHKオンラインで配信予定が公表された時には利用不能になっていた。しかし現在では、それが利用可能になっている。これは「囲い込み」に取られかねないし、一般的な考え方として「NHKがそんなことをしているのか」という意見を惹起しかねない。</p> <p>また、NHKエンタープライズなどもそうだが、現行では利用者から制作費を取り、それをまたDVDなどで市販することでNHKは利益を得ている。配信事業をするのなら、こうした利益が加速することになるのは当然である。そうした利益を記した文書を、克明に利用者にNHKオンラインで公表すべきであると思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム事業者を介して行うサービス（パーソナルコンピュータを提供端末とするものを除く。）については、サービスを実施するために必要な条件を定め、これらを満たす事業者と契約を締結することとしています。また、プラットフォーム事業者の選定にあたっては、不当に差別的な取り扱いをしないこととしています。（変更案第2の4） NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 	<p>現在、まるで日本国民すべてがネットで情報を利用しているとする派閥と、現実的な側面からネットにどれだけ金を掛ければいいのかを考える派閥が存在していることを、NHKは考えるべきである。</p> <p>私の親はまったくネットをせず、年上の兄弟は「ある程度」ネットを使える世代に属している。また自営業をしている関係上、立場や居住地および世代の違いが、その利用頻度と重要性の認識を違わせているというところを実感しており、またネット利用者調査動向などを見ても、携帯電話利用者のほうがPC利用者より多いのが実情なことも知っている。</p> <p>そうしたことを考慮しつつ、視聴者にどういう形がベストなのかを考えるべきだと思うが、メディア・IT企業の人間はそんなことは二の次にし、「とにかく何か仕事を作って動かす」ことばかりが念頭にあるとしか思えない。</p> <p>NHKを支えているのは田舎のおばちゃんやお兄ちゃんがヨン様目当てやMLB目当てにBSを視聴したりする部分もある筈である。しかしそうした人たちはネットの情報を欲しがったりしていないのである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放送法第9条第2項第2号の業務が放送法改正によって追加された趣旨を踏まえて、適切に業務を実施していく考えです。

10	個人	<p>本項について、簡略に意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> アーカイブ期限を基本一ヶ月としているが、最低一年間程度に延伸できないか。 <p>現状のコンテンツに於いては需要となる期間と供給される期間に乖離が非常に見られており、多くのコンテンツでは採算がとれずに短期の商品供給で消滅するケースが多岐にわたります。</p> <p>ここで、レンタルビデオ店がコンテンツホルダの思惑とは違う所で供給と需要の乖離を繋ぐ装置となっており、中期的なレンジでのコンテンツ価値の再発掘需要を満たしてはいるが、しかしレンタル業者も短期需要に依存してコンテンツを購入するケースが多く、又、需要予想に反して早期に回転しないコンテンツは早期に店頭から消えやすいことから「需要ある所にコンテンツなし」と言う状況に出くわす事も非常に多い。</p> <p>そういう事などを鑑みたと、ネットなどでの好事家の細く長い口コミ評判によってコンテンツの人気の盛り上がる事例（例えばCBC・円谷プロ制作の「ウルトラマンネクサス」（2004年）は、視聴率とスポンサーのおもちゃの販売不振から制作側が打ち切りを選択したが、放送終了後の口コミで放送ビデオとタイアップした映画のビデオが異例の売れ行きを示した）を考えると、一年程度はリピーターの確保に必要と考えます。</p> <p>又、三項に詳述しますが、可能な限りDRM（デジタル著作権管理）機構を排除したBBCモデルでの配信に努めて頂きたいと思っております。理想は全放送のDRMフリー化にあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受信料で行う業務は、NHKが行う放送の補完と既放送番組等の国民への還元を目的とするものですが、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があり、また、2つの目的の中でも放送の補完に重きを置いて実施することが適当と考えています。 提供期間や提供するコンテンツの範囲を限定しない場合には、コンテンツの権利者の許諾を得るなどのために多大な費用を要することとなることから、少なくとも現段階においては、その期間・範囲はある程度限定せざるを得ないものと考えます。 <p>※DRM等に関するご意見については、右の欄でNHKの考え方を示しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 料金体系と配信の解像度に柔軟性を持たせてほしい。 <p>現在CATV会社がおこなっている通常のVODでは、525i、4:3、NTSCの放送で一番組・24時間の視聴権が150~300円（アダルトビデオ及び映画は400~500円程度）、HDTV放送で100円増しとされているが、レンタルビデオと較べても高値感が強く、レンタルビデオの場合で350円で一週間の視聴が可能である。</p> <p>従って私個人としてはレンタルビデオに依存してしまうのだが、しかし、この間の不景気・物価高騰の中ではレンタルビデオの使用回数もへらさざるを得ない。</p> <p>故に、消費者は一番組百円以下で一週間の視聴権のチケットを購入出来ない供給に食いつかないと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 又、配信に於いてはDVD解像度（480i）とHDTV解像度（720p/1125i）、そしてYouTubeなどで見られる物よりも若干解像度のよい横512ピクセル程度の物の三者を供給して欲しい。 低解像度の物についてはサンプルとしての一部の回の無料配信を積極的に行ってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見については、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 提供するコンテンツについて複数のフォーマットを用意することは、サーバー容量の増大、映像変換装置の増設が必要となり、コストアップ要因となりますので、利用者の皆さまからのご要望などを踏まえながら、実施に向けた検討を進めていきたいと思っております。 なお、標準的な料額については、コンテンツの画質等に応じて設定することとしています。（変更案第2の9③） サービスの利用を促進するためにシリーズ番組の一部を料金表記載の料額に比して著しく低額に設定することがありますが、その本数は一定比率に限定することとしています（変更案第2の9④）。 	<ul style="list-style-type: none"> BitTorrent や Winny、Share、WinMX などの既存のP2P網を活用する事を積極的に進めてほしい。 BBCに倣い、可能な限りDRMフリーの配信を進めてほしい。 <p>DRMと配信形態は技術的には完全に分離可能であり、今まで日本で立ち上がったインターネット動画配信システムではDRMと配信形態が完全にセットとされていたがためにWindowsを使わない人が恩恵を受けられない状況が余りに多く、Windowsを持ってはいるけど殆ど使っていない（使う必要性を感じていない）ので、個人的には不正規にリッピングするか諦めるかと言う極限的な二者択一を迫られ続けています。</p> <p>この状況を私自身は快く思いません。受信後の視聴環境で暫定的にWindows必須のDRM認証層を通すのは受容出来る範囲ですが、視聴も受信もWindowsが必要です。となるとそれだけで足が遠のいてしまう。</p> <p>このようなDRM一体化の理由は「リッピング対策」などとされているものの、情報という物の特質上、一定数の地下流出はどうしても起きてしまい、実際アングラ的には出回っています。</p> <p>この現実は今後の事業上、一定のリスク係数として認めざるを得ないと言うのが世界の趨勢であり、究極的にはBBCと同じく全番組のDRMフリー・料金フリー・Creative Commons化に至って欲しいと強く願いますが、過渡的な措置として、公に期限を切って短期間DRMを適用することはやむを得ないとも思っています。</p> <p>本事業に於いては、放送アーカイブの公開を通じて、日本の著作権ビジネスモデルの根本的な転換を促すような役割をも担っていただきたいと強く願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 報道番組や社会ドキュメンタリー、選挙番組などは原則無料・DRMフリー・コピーフリーにして頂きたい。公共放送としての最低限の義務であると思っております。 	<ul style="list-style-type: none"> P2P網の活用やDRMのあり方については、今後の技術の動向やコンテンツに関わる権利者の意向など見極めながら、NHKとしても検討を進めていきたいと思っております。 受信料で行う業務においては、ご指摘のようなジャンルについても、コンテンツを充実させていく考えです。
----	----	---	--	---	--	---	---

11	個人	<p>今すぐppvに切り替えろ、本当の平等ヲ謳うならppvにしろ、世の中にはNHKが死ぬほど嫌いな人間も沢山存在する、最初からNHKの無いテレビが有るべきだ、日本人として日本に生まれてテレビ買ったから見なくても嫌いでもNHK受信料払えは、おかしいぞ民法見てみる国民から金、巻上げてないぞ見る奴からしか金取るな殺されても死んでもNHKは、見ない人間からも受信料脅し取って恥ずかしく無いのか・ドロボーNHKは、ヤクザの「みかじめ料」より性質が悪い日本に日本人として生まれテレビ買ったらずくで受信料、巻き上げるなら日本人辞める方法、教えるかNHKの無いテレビ販売するかppvにするか選択の自由、与えろ・資本主義だぞ日本は中国じゃ在るまいし社会主義か日本は俺は一度もNHKは、見たことが無いぞ・と言ってもテレビ自体余り見ないがNHKが受信料集金来たら目の前で自殺してやろうかと考えている・実際には大声上げて大喧嘩するつもりだが・NHK憎しみ続けて30年・住所見て来るなら来い・NHK裁判も受けて立ちたい最高裁まで争い「その内容公開し・u 梓ト本にする・この不条理世界中に知らしめる」・それが人生最大の目標だ。</p>	<p>・本案に直接関係のないご意見であると考えます。</p>	<p>国民の金、当てにするな、乞食NHK世の中にはNHK憎んでる人間もいるし全然NHK見ない人間もいるppvに早くしろ・所詮国家の犬だよNHKは・俺は生まれてこの方一度もNHK見たことが無いぞ。</p>	<p>・本案に直接関係のないご意見であると考えます。</p>	<p>経営運営ヲNHK全然見ない国民まで力ずくで受信料巻き上げて金儲けするのは早く辞めろ・ppvに早くしろお断りの権利も国民に与えろ、民放と同じくするかppvに早くしろ、世の中にはNHK死ぬほど嫌いな人間もいるしNHKだけが死ぬほど嫌いな人間達は本当に見ない・恥ずかしいと思わないですか・乞食NHK様へ。</p>	<p>・本案に直接関係のないご意見であると考えます。</p>
----	----	--	--------------------------------	---	--------------------------------	--	--------------------------------

12	(有)遠州 パソコン 寺子屋					<p>私は、9年前脱サラ&静岡県袋井市にUターンして、地域のパソコン&インターネットの普及に貢献することを大儀として、パソコン教室を開業した者です。</p> <p>インターネット環境につきましては、この地域ではADSLがNGな地域や光インターネットがNGな地域また、両方がNGな地域がまだ多く点在しております。日本の各地でも同様な状況ではないかと思われます。</p> <p>そして片や、第3セクターのケーブルテレビインターネットなども宣伝しておりますし、今回地デジ放送など、テレビなどで大々的に宣伝しております。国民は、かなり混乱していると思います。</p> <p>個人的見解を申し上げます、NTTの光ネクストがあれば、地デジは無用で、国内産業（家電メーカー&テレビ局など）保護のための施策とも考えてしまいます。</p> <p>それはさておき、今回のインターネット実施基準に関しまして、NHKという日本の公共放送&通信のリーダーとして、まず先程述べさせて頂きましたように、すべての国民が同じサービスを受けられるように・・・またデジタルデバイド（環境面）解消のための施策をまず、お願いしたいと思います。</p> <p>将来の日本を背負って立つ子供たちに、パソコン&インターネットは、不可欠なツールです。</p> <p>本来であれば、総務省や文部科学省などに意見するものであると思いますが・・・</p> <p>日本の通信・放送のリーダーであるNHKさんに期待したいと思います。まさに、「日本のこれから」よろしく願ひいたします。</p>	<p>・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
13	個人	<p>ネットで全番組を公開してください。</p>	<p>・受信料で行う業務は、NHKが行う放送の補完と既放送番組等の国民への還元を双方を目的とするものですが、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があり、また、2つの目的の中でも放送の補完に重きを置いて実施することが適当と考えています。</p> <p>・提供期間や提供するコンテンツの範囲を限定しない場合には、コンテンツの権利者の許諾を得るなどのために多大な費用を要することとなることから、少なくとも現段階においては、その期間・範囲はある程度限定せざるを得ないものと考えます。</p>	<p>無料で公開してください。</p>	<p>・NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。</p> <p>・利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。</p> <p>・放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。</p>	<p>B-CASは廃止せよ。</p>	<p>・本案には直接関係がないご意見であると考えます。</p>

14	個人	<p>インターネットでの番組配信をNHKが行うべきではない。</p> <p><問題点></p> <ul style="list-style-type: none"> 受信料で番組の制作をしているのに、受信料を払っていない人にも番組の配信をするのは間違っているのではないか。 受信料で番組の配信のするに当たり、投資金額に対して、申込者が少なく、赤字になった場合、誰が責任を取り、赤字分を補填するのか明確にして実施する必要がある。 <p>上記を行うのであれば、まず、受信料の強制徴収を辞め、民間と同じ条件になってから議論して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> インターネットは今や人々の生活や社会活動等に不可欠な“道具”となっており、NHKの放送を補完するサービスや過去番組の提供に対する視聴者の皆さまからの強いご要望を受けて、NHKは、従来から受信料を財源としてインターネットサービスを実施してきました。 こうしたサービスについては、平成19年の放送法改正によって、NHKの業務として改めて明確に位置付けられたところです。 受信料で行う業務は、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として、インターネットを通じて行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があるものと考えています。今回の変更案では「年額40億円程度を上限とする」こととしています。 受信料で行う業務は「放送の補完」を主な目的とするものであり、これによってNHKの放送番組に接していただく機会が増えれば、受信料のお支払いにつながっていくことも期待できると考えます。 				
15	個人	特に異論はありません。	・本案に賛成のご意見と承ります。	特に異論はありません。	本案に賛成のご意見と承ります。	<p>視聴環境について、十分な考慮をお願いしたい。現在、パソコン用OSとしては、マイクロソフト社のWindows、アップル社のMac OS、Linux などがあるが、せめて前2つについては、視聴可能な環境をお願いしたい。</p> <p>また、シリーズ物の再配信については、週次で放送されている作品については、翌週の放送時まで視聴可能としていただきたい。</p> <p>今後の通信環境の状況などにもよりますが、携帯電話などの定額通信サービスなどを利用した比較的低帯域の通信環境に対しても、現行の地デジ放送のワンセグ放送のような視聴を可能としていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 NOD業務については、可能な限りオープンな規格の採用を目指しており、コンテンツ保護、サービスモデルの実現等の観点から、端末機器のソフトウェア・機能に関する一定の条件を設け、こうしたソフトウェア・機能を備えたものを逐次対象に加えることとしています（変更案第2の5）。 「見逃し番組サービス」については、放送終了後24時間程度で視聴を可能とし、1週間程度ご利用できるようにする方針です。
16	個人			<p>料金を取るなんて。ダウンロード数が少な過ぎて恥を掻く前に、ネットのど素人、さっさと退場しろ。</p>	・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。		
17	個人	<p>ネット経由で番組を見る際、NHKはお金を取るつもりだそうですが、すでに払っているのに何でもう一度払わなければいけないのでしょうか？無料にしてください。</p>	・受信料で行う業務は、受信料を財源として無料で実施するものです。	<p>ネット経由で番組を見る際、NHKはお金を取るつもりだそうですが、すでに払っているのに何でもう一度払わなければいけないのでしょうか？無料にしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権料、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 	<p>ネット経由で番組を見る際、NHKはお金を取るつもりだそうですが、すでに払っているのに何でもう一度払わなければいけないのでしょうか？無料にしてください。</p>	※左の欄でNHKの考え方を示しています。

18	個人			<p>元々受信料で作成されたもので利益を得るなら、本体に利益を還元しなさい。あるいは、利益相当分は、配信料の無料化の財源にすべきだ。当然受信料を払っている者は、無料で配信を受ける権利がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 ・利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 ・放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 ・また、繰越欠損金の解消後に結果として生じる収支差については、原則として受信料で賄う一般勘定に繰り入れることにしています。(変更案第2の11②) 	<p>受信料を払っている者とそうでない者とは区別してサービスをすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料で行う業務は「放送の補完」を主な目的とするものであり、これによってNHKの放送番組に接していただく機会が増えれば、受信料のお支払いにつながっていくことも期待できると考えます。 ・NOD業務について、利用料金は、NOD業務を実施するために必要となる経費をそのサービスを利用する方にご負担いただくものであり、また、このサービスによりNHKの放送番組に接していただく機会が増えることも期待します。受信料の支払いの有無によって扱いを異にすることは、消費者取引の適正性等の観点からご指摘を受ける可能性もあると考えます。
19	個人	<p>>当該放送番組の終了後1か月程度(シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後1か月程度)で終了することを基本とする。 とありますがなぜ1ヶ月という非常に短い期間なのでしょう？そもそもなぜ期限を設ける必要があるのでしょうか？ これらのアーカイブは「いつでも、見たいときに見られる」ものこそ価値があるものであり、「〇年前の××って番組はすごく良かったよ」と言われたときに、それをさっと探せて見られるのが本来あるべき姿だと思います。 このような期間を設けての配信ではただのお遊びにしか思えません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料で行う業務は、NHKが行う放送の補完と既放送番組等の国民への還元の双方を目的とするものですが、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があり、また、2つの目的の中でも放送の補完に重きを置いて実施することが適当と考えています。 ・提供期間や提供するコンテンツの範囲を限定しない場合には、コンテンツの権利者の許諾を得るなどのために多大な費用を要することとなることから、少なくとも現段階においては、その期間・範囲はある程度限定せざるを得ないものと考えます。 	<p>プラットフォーム事業者の選定について多くある音楽配信サイトのような差別(特定のプレイヤーを使用しないと聞けないなど)が無いように切に願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りオープンな規格の採用を目指しており、コンテンツ保護、サービスモデルの実現等の観点から、端末機器のソフトウェア・機能に関する一定の条件を設け、こうしたソフトウェア・機能を備えたものを逐次対象に加えることとしています(変更案第2の5)。 	<p>今回、このような試みは大変素晴らしいと思います。が、それ故に下手な失敗はして欲しくないと思っています。</p> <p>1で回答したように配信に期限があるような始まり方ではこの試みの失敗は既に見えています。多くのしがらみはあると思いますが「あるべき姿」での配信を切に願います。</p>	<p>※左の欄でNHKの考え方を示しています。</p>
20	個人	<p>提供期間を一律に1か月に限定する必然性がない上に、全番組および、これまでにアーカイブされているコンテンツを対象とすべきと考える。 本来、受信料をベースに作成されたものであり、インターネットが必要不可欠な道具という認識である以上、放送にしろ、インターネットにしろ、リアルタイムでも、On Demandでも、すべての番組を、いつでも、受信料を払っている人が見れるということを目指すべき。これを実現する上で、マイルストーンがあるということならば、まだ、理解できるが、これを明確に目標としないことには、強い違和感がある。 目標とすべき点が、不明確かつ低すぎる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料で行う業務は、NHKが行う放送の補完と既放送番組等の国民への還元の双方を目的とするものですが、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があり、また、2つの目的の中でも放送の補完に重きを置いて実施することが適当と考えています。 ・提供期間や提供するコンテンツの範囲を限定しない場合には、コンテンツの権利者の許諾を得るなどのために多大な費用を要することとなることから、少なくとも現段階においては、その期間・範囲はある程度限定せざるを得ないものと考えます。 	<p>受信料を財源として、すべての番組をいつでも、見れるということを実現することを前提として、他事業者に番組を下すことも容認されるが、それを実現せず、事業者に提供するの、許されるべきではない。この結果として、受信料で制作された番組を見るために、さらに別に対価が発生するというのは、まったく、納得できない。 対価を払っていない人、たとえば、海外での配信等に限定するべきと考える。 英国BBCの方針を参考にされることを強く要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 ・利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 ・放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 	<p>年間40億円を上限とするという規模感に、強い違和感がある。放送とインターネットを同列、あるいは、インターネットにこれまで以上の投資をすることが、望まれる。今後、チャンネル数を削減してでも、インターネット配信をしっかりと実現することが、NHKが、目指すべきことと考える。 ユーザに対するの利便性をまず、第1に考える姿勢がほしい。 インターネットを利用することで、チャンネル数も時間にも制約を設けずに、番組を提供可能になるわけで、放送チャンネルを減らしてでも、これに積極的に対応することが望まれるし、受信料にしても、放送とインターネットを同一に扱うべきと考える。(たとえば、インターネットでは、番組ごとに料金を取るなどは、全く論外、BSと同様にリーズナブルな一律料金で提供する)</p>	<p>・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 ※左の欄でもNHKの考え方を示しています。</p>

21	個人			<p>受信料を払っている世帯と、そうでない方々との料金を分けて欲しい。 アーカイブ番組は高画質で楽しみたいが、我が家は光回線ではないので、ダウンロードして視聴したい（たとえば風呂に入っている間にダウンロードしておく）。また、有料である以上、巻き戻しや一時停止、早送りなどができるようにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 ・利用料金は、NOD業務を実施するために必要となる経費をそのサービスを利用する方にご負担いただくものであり、また、このサービスによりNHKの放送番組に接していただく機会が増えることも期待します。受信料の支払いの有無によって扱いを異にすることは、消費者取引の適正性等の観点からご指摘を受ける可能性もあると考えます。 ・視聴期間を限定したダウンロードサービスについては、12月のNOD業務開始当初は実施しませんが、利用者のご要望などを踏まえ、実施について検討を進めていきます。 		
22	株式会社 テレテック			<p>ダウンロード型映像配信ですがやはりハイビジョン作品を多くしなければならぬと思われず。 視聴者は有料で見るわけですから地上デジタル・BSデジタルと同等の品質を求めるものと思われず。今後PC端末でのダウンロード後TVに接続して大画面での視聴などが増えてくると思われずのでWMVのファイル品質は8MbpsVBRクラスでのエンコードが必要と思われず。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 ・なお、視聴期間を限定したダウンロードサービスについては、12月のNOD業務開始当初は実施しませんが、利用者のご要望などを踏まえ、実施について検討を進めていきます。 		
23	個人	<p>これについては大反対である。そもそも特殊法人の公共放送が行うべき新規事業ではない。何故インターネットにまで進出しなければならないのか全く理解に苦しむ。高い受信料を取られている視聴者利益のためにもっと優先順位が高い課題は沢山あるはずだ。 現在の受信料の収入実態はきわめて不公平でいびつである。30%もの受信料未納者がおりその数はべらぼうだ。全くお話しにならないひどい数字だ。そして未納者の分を我々愚直な視聴者が不当に負担させられているのが現状である。 このような実態の中で又40億円にも上るムダなカネをかけてインターネット事業にまで進出する等はもってのほかである。結局は「ただ見」をしている不逞なやからの利益になるだけで我々は大損する立場になる。こんな不公平が許されるのは全く不当であり社会正義に反することだ。即刻止めてほしい。 実に人を食った馬鹿げた新規事業であり、ますます受信料を支払うのがバカらしくなってくる。これによって放蕩協会の職員らの天下り先がまた増えることにもつながるので絶対に反対する。視聴者のことを一体どう考えているのか。 このような事業に進出するのは民業圧迫の典型であるが、放送法本来の趣旨に照らしても疑問が大きい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットは今や人々の生活や社会活動等に不可欠な“道具”となっており、NHKの放送を補完するサービスや過去番組の提供に対する視聴者の皆さまからの強いご要望を受けて、NHKは、従来から受信料を財源としてインターネットサービスを実施してきました。こうしたサービスについては、平成19年の放送法改正によって、NHKの業務として改めて明確に位置付けられたところです。 ・受信料で行う業務は、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として、インターネットを通じて行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があるものと考えています。今回の変更案では「年額40億円程度を上限とする」としています。 ・この40億円はあくまで「上限」であり、実際の支出予算はNHKの財政状況等を踏まえてこの範囲内で決定し国会の承認を得て、実施していきます。 	<p>これは見る者がカネを支払うのだから反対する理由は無いと思われがちだが、初期投資、コストには莫大なカネがかかる。これまた我々の受信料が当てられるのならとんでもない話だ。また海のものとも山のものとも分らず投資金を回収できるかどうかやってみないとわからないのでは話にならない。更にシステムを維持管理するための費用まで我々が負担することになれば論外である。きちんとした予測と料金設定をしないと受信料で赤字を埋める事態になりかねない。このことは視聴者として今後厳しくチェックする必要があると考える。 どの程度のニーズがあるかの話だが、多分非常に低いだらう。有料会員を20万人弱と踏んでいるようだが半分も達成不可だらう。売り上げを40億円でペイするらしいが赤字になったら誰がどのように責任を取るのか明確にすべきである。 本当に見たい番組があるとすれば録画予約の方法があり広く普及している。インターネットで改めて見たいというニーズは極めて限られているものと思われる。もし、ニーズが高い放送があればムダを省き再放送すれば良いだけの話である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NOD業務については、放送法により他の業務と区分して経理することが定められており、必要経費は受信料ではなく、利用者にご負担していただく利用料金で賄います。 ・NHKは配信設備を保有せず、外部事業者の配信サービスを利用すること等により、NOD業務は初期投資負担を極力圧縮して実施する計画としています。 ・NOD業務の収支は、当初は赤字でスタートしますが、5年経過後の年度（25年度）で繰越欠損金を解消させ、収支が相償するような料金水準とする計画です。 ・頂いたご意見については、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 	<p>NHKの役職員の発想は独りよがりであり我々民間人の常識とは全くかけ離れているという意見はよく耳にする。議事録を読むと経営委員らからさえこのような発言が行われているが今度のこともその典型である。 現在グーグルを始め動画を見たり的確な情報をタイムリーに手に入れることが出来る無料の有益なサイトは山ほどある。ここへ採算度外視の特殊法人が進出してくる理由は全く見当たらない。 また、有料事業としては必ず採算ベースに乗せるのが至上命題であり、サイトへのアクセス率が大切だと思うが、その予測数字さえ不明確である。私は低いと推定している。 また、番組配信選定基準も明らかではないのは、はなはだ不明朗な話だ。全て視聴者軽視の施策だと判断している。 私は今度の総選挙で政権が変わり、特殊法人原則廃止の民主党に総ての期待をかけている。この特殊法人組織そのもののあり方や受信料体系等を抜本的に改めない限り視聴者の利益につながるような改革は出来ないだろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 ・他事業者へのコンテンツ提供を行っていますが、放送の補完等の観点から自らコンテンツを提供することは意義があるものと考えます。 ・利用料金の料額を決定するにあたっては、利用料金収入の推計調査を実施することとしており、その調査結果については、NHKのホームページで公表することとしています。（変更案第2の9①および16）

24	個人	<p>いったん放送したものを1ヶ月程度の期間において、インターネットで閲覧可能とすることはとてもよいことだと思います。</p> <p>ただ、受信契約をしているかどうかで区別することはできるのでしょうか。受信契約者向けにIDを発行し、パスワードによる閲覧とするなどの工夫をされてみてはいかがでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案に賛成のご意見と承ります。 ・受信料で行う業務は「放送の補完」を主な目的とするものであり、これによってNHKの放送番組に接していただく機会が増えれば、受信料のお支払いにつながっていくことも期待できると考えます。 	<p>このサービスはとても期待しています。NHKのすばらしい番組がいつでも見られるようになることは、とても楽しみです。</p> <p>すべての番組をアーカイブにするなどの、内容の充実をぜひお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案に賛成のご意見と承ります。 	<p>特にありません。</p>	
25	個人	<p>「3. 既放送番組等の提供の態様」がよくわかりません。</p> <p>「番組アーカイブ業務」の「見逃し番組サービス」との差異はなにでしょうか。「見逃し番組サービス」はアーカイブではなく、「専ら受信料を財源として行うもの」ではないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の実施基準においては、ホームページと番組との関連性を担保する観点から、「放送番組ごとにホームページを作成する」こととしてきましたが、変更案においては、番組との関連性は、番組名称をホームページに明示することによって担保することとし、個別番組ごとのホームページは必須としないこととしています。 ・「見逃し番組サービス」を含む番組アーカイブ業務は利用者負担によって行うものであり、利用料金をできるだけ低廉なものとするため、有料での利用が見込まれるコンテンツを用意しますが、本業務では、そうしたものでなくとも受信料を財源として提供することに社会的意義があるものを提供していく考えです。 	<p>NHKの受信契約は世帯単位で行っているのにアーカイブは個人単位になるのはなぜでしょうか？パソコン類も居間に進出し、オンデマンド放送も家族で楽しむ時代ですので、7の5は家族や友人を招いて自宅で視聴する事を妨げるものではないかと思えます。</p> <p>また、アーカイブといえども受信料で作成したものがほとんどでしょうから、9.の料金は受信料を払っている人とそうでない人を分ける必要が有るのではないのでしょうか。受信料を払っている人にはアーカイブを提供するのに必要となる原価で提供し、払っていない人には作成費の一部を負担してもらい、それを受信料削減の原資に使うようにすれば、公平感が生まれ、また受信契約の増加につながるのではないのでしょうか。</p> <p>受信契約率が上昇すれば、ゆくゆくはアーカイブ業務も受信料の範囲内でまかなうようになるのが理想だと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2の7の⑤は、私的利用に限るという趣旨であり、家族や友人との私的な視聴を妨げるものではありません。 ・利用者にご負担いただくのは、権利の確保するための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 ・利用料金は、NOD業務を実施するために必要となる経費をそのサービスを利用する方にご負担いただくものであり、また、このサービスによりNHKの放送番組に接していただく機会が増えることも期待します。受信料の支払いの有無によって扱いを異にすることは、消費者取引の適正性等の観点からご指摘を受ける可能性もあると考えます。 	<p>コスト高の無線インフラを削減できるような道を含ませておける内容に強化しておくべきではないでしょうか。</p> <p>数年前に予想する事は難しかったでしょうが、地上デジタルを推進せずに最初からIPにしてくれていればテレビ局もユーザーも無駄な出費をしなくて済んだように思えてなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。

26	個人	<p>基本的にHPでの提供に関しては、インターネットの特質から、その時点で「国内」や「国外」という線引きはできない。むしろ海外邦人にとっては、国内とのデバインドがなくなる点でネットでの配信は有用である。多くの日本人が海外に勤務や移住している観点からも「国内」にこだわるべきではない。また、外国人の日本語習得のためにもネットでの配信を行うべきであり（英訳はなくても良い）、画質も内容が理解できる程度で構わない。</p>	<p>・受信料で行う業務については、国内向けに限る考えはありません。</p>	<p>本サービスは、NHKが「NHKオンデマンドサービス」として電気通信回線を用いて①直接利用者に届けるものと、②プラットフォーム事業者から提供されるものの2種類の形態があると理解して良いのだろうか？②は、多くをプラットフォーム事業者が負担することは理解できるが、①の場合は、初期投資はNHK負担ということなのだろうか？</p> <p>また、「4. プラットフォーム事業者からの契約の申し込みへの対応」では、メタデータの提供をはじめ、明らかに事業者側に不利な契約と見受けられるが、NHKが本当に「NHKオンデマンドサービス」の普及に力を入れているのかに疑問が残る。</p> <p>さて、私の海外の知人や、海外長期出張が多い者からは、日本に帰国した際に、大河ドラマ等を1月分（4～5回分）まとめて視聴したい旨を述べるものや、クローズアップ現代を2か月程度遡って視聴したい旨を述べる方が多い。それらの方々のためにも、放送後1週間程度だけのサービスでは、魅力がないと考える。むしろ、「本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの」と同様に当該放送番組の終了後1か月程度は視聴可能とすべきと考える。</p> <p>さらに、課金サービスとして、現在はPCなどでカード情報の読み込みも可能であり、サービス登録者によっては、カード使用による「単品」課金にて利用でき、かつ決済はカード会社で行うことも検討されては如何だろうか？</p> <p>また、電気通信回線が海外を含め将来高度化（光）されると考えると、海外向け有料サービスの実施も検討されてもよい。</p>	<p>・NOD業務として行うサービスには、パーソナルコンピュータ向けにNHKが直接提供するものと、テレビ受信機およびセットトップボックス向けにプラットフォーム事業者を介して提供するものがあります。</p> <p>ご意見を踏まえて、「放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）およびこれに関連する考え方」を修正することとし、「NHKオンデマンドサービスの概要と仕組み」について、別添1を追加し、さらに具体的にお示ししています。</p> <p>前者のサービスについても、配信、コンテンツ管理、顧客管理、課金などは、外部事業者からサービス提供を受けて実施することにより、NHKの初期投資負担を極力圧縮する計画です。</p> <p>・プラットフォーム事業者が満たすべき条件のひとつとして「オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること」を規定していますが、これは、放送終了後比較的短時間（24時間程度を想定）のうちに「見逃し番組サービス」を実施する上で必要なものです。これを含め、プラットフォーム事業者に不利な条件を課すものではないと考えます。</p> <p>・仕組みが分かりにくいというご意見を踏まえて、「放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）およびこれに関連する考え方」を修正することとし、「NHKオンデマンドサービスの概要と仕組み」について、別添1を追加し、さらに具体的にお示ししています。</p> <p>・NOD業務については、実施のための経費を抑制し利用料金を低廉なものとするとともに、より多くのコンテンツを提供するため、提供先を日本国内に限ることを条件にコンテンツの権利者からの許諾を得ています。</p>	<p>現在、NHKの各放送局に出向かなければ視聴することができない番組アーカイブが、自宅のPCでも視聴できることは大きく評価できるものである。番組提供後にアンケートなどを実施すれば、マーケティング活動として視聴者からの有用な第一次情報をNHK側も得ることができ、その後の番組制作にそれらの意見を反映させることができるのではないだろうか。</p> <p>また、学校教育に使っていただけるように、幼児セット、小学校セットといった学校教育セットや、大学の学部用ビジネス関連番組をセットにした経済学セット、経営学セット、文学セット、工学セットなど、柔軟なセットを用意しても良いかも知れない。</p> <p>老年者も、当「NHKオンデマンドサービス」で、老人ホームや公民館などで集団で一つの番組を視聴する機会が持てることも可能であり、新たなコミュニティの形成の可能性も考えられる。</p>	<p>・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
----	----	--	--	--	--	---	---

27	個人	<p>利用料金の収受するしないで、配信の放送も2グループに分かれるようだが、敢えて意見すれば、NHK本体が実施する事業であるならば受信料で全てを賄うべきと考える。同時に受信料という言葉も変えよう。ネット事業に踏み出す組織が使うには、受信料という言葉自体がもう時代にそぐわないのだ。今回のネット配信事業は、NHK自身が行うのは妥当性があるし、自分で制作し著作権を所有する番組を新しい方法で視聴者に届けるのは素晴らしいことだと考える。しかし、NHKの収入は受信料という特別な仕組みで成立しており、新しい事業もその枠の中で行ってこそものだろう。新たな設備や、運営の資金も現在年間6千から7千億円規模の受信料収入の中から捻出するべきである。それでは不足だといふのであれば、事業を実施すべきではないし、どうしても資金確保を目指すのであれば、法的な根拠に基づき特別会計枠を設定した上で事業を実施するのがよいと思う。</p> <p>一方ネット配信における利用料を考えるとその利用はNHK自身ではなく、NHKが例えば第三者に番組を販売し、第三者が行うサービスの中で当該番組を視聴する場合に発生させるのが自然であろう。それは、NHKが自社番組を他の第三者ネット配信サービス事業者へ販売することを前提にしてでの意見ではある。しかし、当然それは実施しなければならない。NHKが独占してネット配信を行うことこそ、法律で制限を加えるべきだろう。</p> <p>NHKは当該サービス会社に番組を供給する時に、供給の対価としてライセンス料を請求すればよい。当該サービス会社は、様々な番組と組合わせた編成でNHKの番組を提供するのであり、サービス契約者から利用料を取るの当然である。</p> <p>この意見は、NHKはあくまでも公共組織としての存在を維持すべきと希望するところから来る。放送局であろうとも、配信サービス会社であろうとも、その収入は民放と異なり視聴者から一元化して法的根拠の元に受け取るべきである。ネット事業のための資金不足が発生するのであれば、現状を見直し、テレビ、ラジオのチャンネル数を減らすことや、高額な費用が必要な番組制作を控える方向に経営が向くべきだろう。</p> <p>そうした基本的考え方で望めば、放送法第9条第2項第2号の業務の基準における第1については大賛成であり、むしろここに全ての配信業務を集約すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NOD業務は、放送法の改正により、インターネットを通じて有料でコンテンツを提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 ・NOD業務については、放送法により他の業務と区分して経理することが定められており、必要経費は受信料ではなく、NOD業務の利用料で賄います。 ・その一方で、インターネットは今や人々の生活や社会活動等に不可欠な“道具”となっており、NHKの放送を補完するサービスや過去番組の提供に対する視聴者の皆さまからの強いご要望を受けて、NHKは、従来から受信料を財源としてインターネットサービスを実施してきたところではある。 ・NHKは、他の事業者からの求めに応じてNHKコンテンツを提供し、またはこれらの事業者に対して使用を許諾することがありますが、これらの求めには公平に対処することとしています。インターネット利用のための提供基準については、今回の意見募集にあたって公表した「インターネット利用のための既放送番組等の提供基準（案）」でお示ししています。 ・ご意見を踏まえて、「放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）およびこれに関連する考え方」を修正することとし、「NHKオンデマンドサービスの概要と仕組み」について、別添1を追加し、さらに具体的にお示ししています。 	<p>同第2については、利用料金の収受はNHK自身が本サービスを行うときは実施せず、別の第三者サービス事業者が行う時は実施する。</p> <p>しかし、その判断は当該サービス事業者の営業方針に任せるべきで、法律で縛るものではないと考える。</p> <p>なお、私はアーカイブという言葉は不適切だと感じる。日本語で他に適切な言葉はないのだろうか。普通に番組とはいえないのだろうか？小説の世界であれば、故人であっても現役の作家であっても、作品は作品だ。</p> <p>また、配信番組は、NHKが制作し著作権を所有する番組に限るべきである。海外のドキュメンタリーやドラマなど、購入して放送している番組はネット配信には不適切である。そこまで範囲を広げる必要はない。</p> <p>スポーツ番組についても、生中継の放送は重要だが、過去の名試合をネットで見ると、NHKのサービスを利用する必要はないだろう。その努力はそれぞれの試合の放送権や配信権を持った組織の活動に期待したい。NHK杯といった冠スポーツ大会は、NHKが著作権を持った番組と定義できれば、NHKが自ら配信するのが良いだろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 ・利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 ・放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 ・NHKが放送した海外のドキュメンタリーやドラマ、スポーツ番組についても、利用者のニーズがあり、経費負担が比較的小さい範囲でコンテンツの権利者からの許諾が得られる場合には、提供を行う計画です。 	<p>最後に全体的な意見として伝える。インターネットが生活に入り込み、納税申請さえも対応できる今の世の中。NHKもインターネットを利用しての新サービスは自然な流れだろう。まだ使いこなせる人が多くない、どの家庭でも同じスピードの伝送が可能となっていない等現状もあるが、インフラというものは一度に普及するものでもない。都市部と地方部、電波環境の敷設しにくい地域など、普及の差は当然であろう。しかし、そうした面においても、関係者の努力の末、徐々に改善されていくだろう。ネットの敷設はNHKの事業ではない。この点も放送とは異なる。一部の意見者は、外部の会社が多額の予算をかけて敷設したインフラをNHKは無料で使うのかと主張する者もあるだろう。ここに、NHK自身がサービス主体となった時の、利用者無料のルールの根拠がある。同時に、そうした敷設事業者が同時に運営するネットサービス事業者にも番組を貸し出せば良い。NHKの良質な番組を扱えることは、そうした企業によって有益である。</p> <p>NHKは新サービス運営のためのランニングコストの増加で利用者から特定の新たな収入を期待したいかもしれない。しかし、現在の放送5チャンネル、ラジオ3チャンネルの全国放送の実施自体が、過剰なサービスと言え、もし、それだけのサービスを加えた上での事業計画を新たに立案し、受信料（あるいは別の名前）の設定をするべきであろう。値上げの時期はなかなか難しいが、超えなければならない壁だと考える。NHK関連の作業は政治問題である。放送は見ないが、ネットは利用するという人も多い。NHKの良質な番組は彼らにも大いにアピールするだろうし、世間に受け入れられるものと信じる。</p> <p>つきつめれば、お金の問題である。NHKの受信料という規則が限界に来ているのではないだろうか。国会での積極的な議論を経て社会福祉と同じく給与からの天引きや、確定申告時の課税など国民全員から集金する新制度の確立をすべきであろう。同時に、NHKは今の巨大な組織を見直し、放送番組制作費の高騰化傾向の中、厳選し真に必要なジャーナリズムや娯楽に絞った番組編成と制作を目指すことが重要だと思う。</p> <p>以上、募集の主旨に沿って言及してみた。</p> <p>そもそも法律案・事業案は確定しているようなので、とにかく今はスケジュールを守って事業を始め、利用者から喜ばれるようなサービスを維持して欲しいと思う。私も過去の優れた番組を改めて自宅で自分の好きなときにカタログから拾い出すように見てみたいと思っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。
----	----	--	---	---	--	---	--

28	個人	<p>「各事業年度の開始前に、提供しようとする既放送番組等の具体的な内容等を記載した基本計画を公表」という方針とありますが、どのような番組を「専ら受信料を財源として行うもの」として位置づけるかの方針をもっと具体的に示すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なコンテンツについては、今後検討を進め、基本計画の中で公表します。 	<p>放送後1週間程度に期間配信する「見逃し番組サービス」も有料とのこと。しかし、このようなサービスはよく使うと思います。ブロードバンドの普及率がさらに上がれば、これまでの再放送に代わる位置づけになるかもしれません。そのため、「見逃し番組サービス」については、受信料を支払っている家庭には無料にするのが適切と感じます。</p> <p>また、利用者負担でなく、広告収入によって無料化できないかも検討していただきたいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。 利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。 放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。 NOD業務の実施にあたって広告収入を得る考えはありません。 	<p>このように意見を募るのはいいことだと思います。これからもお願いします。ただし、意見募集していることの広報をもっとするべきです。また、意見募集期間は1ヶ月位取ったほうが良いと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見は、今後の事業運営にあたって参考とさせていただきます。
29	個人	<ul style="list-style-type: none"> NHK+IDを利用してマイページを登録、番組の宣伝や放送開始日時などのメールによる通達を可能にして欲しい。 災害の情報を海外からネットで見られるようにして欲しい。 NHK+IDを利用してアーカイブ事業の試供版を体験できるようにして欲しい。それによって加入していない潜在ユーザーの要望を汲むことができると思われる。 その他の基本方針は良いと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 災害情報については、変更案において「必要に応じ、積極的に実施する」こととしているところであり、本業務において提供する他のコンテンツと同様海外からもご覧いただけるように提供しています。 	<ul style="list-style-type: none"> まず、「NHKオンデマンド」という名称を「NHKネット博物館」ないし「NHKネットミュージアム」に変えて欲しい。理由は3つ。 <ol style="list-style-type: none"> 子供やお年寄りに理解され難い名称だから。親に対して発言権の高いと思われる子供や、生活に余裕のあるお年寄りは主要ユーザーになると思われる。 その基本理念が「博物館」と「需要に応じて」では全く違う。NHKは国民の「目」を司っていると考え、国民の教養・知性の向上に貢献して欲しい。 NHK番組は「博物館」に所蔵できるだけの品と価値を持っていると思われるから。 現時点での利用者負担は見放題パックで月額¥1500程度、一年契約で月平均¥1200程度だと有り難い（他の美術館の入館料と同程度）。ただし、途中で何度も値上げされるのは困るので、採算性を優先するのは仕方ないと思う。 番組の製作者の情報を番組の基本情報にして、ネット配信時に製作者や作曲者で検索できるようにして欲しい。以下は考えられるメリット <ol style="list-style-type: none"> 映画を監督で選ぶ事があるように、NHK番組も監督や音楽で興味を持って見ることがあると思う。ユーザーが「もっと見たい」と興味をかきたてられる。 監督や作曲者の名前が出る一個人の評価にもつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> アーカイブ事業によってネット配信された番組の「高画質版」をDVDやCDで提供して欲しい。～¥800程度が望ましい。他の映画DVDのレンタル料金を考えるとその程度が最もユーザーが増えると考えられる。設備投資とどれだけ釣り合うかが問題となる。この業務は全国の営業所が中心となって行えると良いと思う。 (NHKの世界遺産のDVDは、私個人としては高すぎて買う気がしない。安くなればもっと多くの人が買うと考えている。) また、PCや液晶テレビ・音楽DVDなど、壁紙の需要は多いと考えられる。NHKの築いてきた宝の山を発掘し、その貴重な財産を様々な形で発信して欲しい。その中でお金に換えられる物もあり、それがNHKが「目」として充実に使われるなら幸いです。 	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 NHK自身がDVDやCDの販売を行うことはありませんが、これらを発行しようとする外部の事業者から二次使用の許諾を求められた場合には、適切な基準に基づいて対処していきます。
30	個人	<p>語学放送について インターネットでの視聴を可能とし、放送内容をPCにダウンロードして、時間を問わず学習できるようにして欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提供するコンテンツ、提供の形式等については、頂いたご意見も踏まえつつ、今後検討を進めていきます。 			<p>特にラジオ番組については、受信機からインターネットへのメディア変更を進めて頂きたい。（地方に行くとまだまだ受信状態が良くない地域があるため）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 頂いたご意見は、今後の事業運営にあたって参考とさせていただきます。

31	社団法人 日本民間 放送連盟	<p>①インターネット業務のうち「専ら受信料を財源として行うもの」の年間予算上限を現行の「10億円程度」から「40億円程度」へ大幅に増額する方針について、具体的な算定根拠を示すべきである。従来から、受信料財源によるインターネット業務の目的は「放送の補完」にあり、変更案においてもその目的は変わらないにもかかわらず、4倍もの大幅増が必要な理由を「インターネット接続環境の高速化への対応等」と説明するだけでは、国民・視聴者の理解は得られないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて、「放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）およびこれに関連する考え方」を修正することとし、規模の見直しについては、別添2の参考2を追加し、さらに具体的に考え方をお示ししています。 ・なお、受信料で行う業務は、放送の補完と既放送番組等の国民への還元の双方を目的として実施するものです。（変更案第1の1） 	<p>②「専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（番組アーカイブ業務）」は有料サービスであり、放送法第39条で区分経理が義務付けられている。NHKは受信料会計との区分経理を厳格に運用し、同業務に係る経理の詳細を公表して透明性を確保すべきである。また、平成25年度末に同業務の継続を検討する旨が明記されているが、同業務開始から3年経過後（平成22年度末）に収支均衡とならない場合には、さらなる赤字拡大を防ぐため、同業務からの撤退を含めて必要な措置を講じるべきであり、繰越欠損金の解消に受信料収入を注ぎ込むようなことがあってはならない。</p> <p>③「NHKオンデマンドサービス（NOD）」の提供料額を極端に廉価に設定したり、NOD等の権利許諾を得るために高額な対価や料率を設定することによって、動画配信サービス市場の健全な発達を阻害することのないよう、慎重な配慮を望むものである。変更案は、外部事業者の意見や苦情に対応する「外部委員を含む審査委員会」を設けるとしており、こうした“苦情処理機関”が適切に機能するよう要望する。</p> <p>④いわゆる「ビデオ・オン・デマンド事業者」の求めに応じてNHKが既放送番組等を提供するにあたり、別紙3「インターネット利用のための既放送番組等の提供基準（案）」において「過度な営利行為につながらないこと」とされていると同様に、NODの実施にあたっては、NHKブランドが民間ビジネスに過度に利用されているなどの批判を国民・視聴者から受けないよう配慮すべきである。</p>	<p>(②について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分経理については配賦基準を定めて（変更案第2の10）適切に運用するとともに、決算を公表して透明性を確保します。また、配賦基準はNHKのホームページに掲載して公表します（変更案第2の16）。 ・NOD業務の収支計画では、3年経過後の年度（23年度）に単年度黒字、5年経過後の年度（25年度）に繰越欠損金解消を目指していることから、変更案第2の17②に、平成25年度末において本業務の継続を検討する旨を定めています。また、変更案第4には、実施日から3年後を目途に必要な見直しを行う旨を定めています。 <p>(③について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOD業務の利用料金は、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し、不当に低くならないように設定します（変更案第2の9①⑦）。また、サービスの利用を促進するためにシリーズ番組の一部を料金表記の料額に比して著しく低額に設定することがありますが、その本数は一定比率に限定することとしています（変更案第2の9⑨）。 ・権利許諾を得るための対価や料率については、NOD業務の収支を十分考慮した上で、権利者と協議して設定いたします。 ・外部委員を含む審査委員会については、規程を定め、適切に運用します（変更案第2の15②）。 <p>(④について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォーム事業者との契約の条件の一つとして「公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと」（変更案第2の4②キ）を規定しているところです。プラットフォーム事業者を介して提供を行う場合には、ご指摘のような状況が生じないように十分配慮していきます。 	<p>NHKが次期経営計画案に続き、今般のインターネット実施基準案についても広く視聴者から意見を募集することを高く評価する。今後もこのような取り組みを継続していただきたい。</p> <p>本年4月に施行された改正放送法で、NHKの任意業務として「既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること」（インターネット業務）が追加され、制度上、正式に位置付けられた。しかしながら、NHKは放送法に基づき設立された特殊法人であり、受信料制度で支えられることに鑑みれば、公共放送NHKのインターネット業務は自ずからその範囲・内容に制約が伴うものであり、民間事業との調和を求められるところである。</p> <p>このため、NHKが新たなサービスを行おうとする場合は、NHKの全般的な在り方や民間事業者との公正な競争を見渡したうえで、NHKが真に手がけるにふさわしいものかどうかを適切に判断しうる、透明性の高い組織や手続きが必要と考える。</p> <p>こうした観点から、変更案等について以下の意見を申し述べる。</p> <p>なお、インターネット実施基準の確定版で追加・修正された項目等については、必要に応じて改めて意見を述べることとする。</p> <p>⑤放送法第9条第4項「営利目的の禁止」、および第46条「広告放送の禁止」の趣旨に鑑み、NHKがNODや自局のホームページ等において、パナー広告などの広告ビジネスを行うことは、将来的にも絶対にあってはならないと考える。広告財源の導入は受信料制度の維持のみならず、結果的に公共放送の存続自体を危うくするものである。</p> <p>⑥NHKがインターネット業務に用いるコンテンツは放送法第9条第2項第2号で「既放送番組等」に限定されている。NHKはこの規定を遵守し、将来にわたり、未放送の番組・コンテンツをインターネット業務で配信することがあってはならないと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の事業運営に当たって参考とさせていただきます。 <p>(⑤について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送法第9条第2項第2号の業務の実施にあたっては、広告収入を得る考えはありません。 <p>(⑥について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、放送法第9条第2項第2号業務において提供できるのは「既放送番組等」であり、法律の規定を遵守して業務を実施していく考えです。 <p>なお、NHKが行うインターネットによるコンテンツ提供は、第9条第2項第2号業務に限られるものではなく、番組制作等の本来業務の一環として行うものや、災害・危機管理情報その他の緊急情報・選挙情報・外国人向け情報・番組の周知宣伝等であって放送終了よりも前に提供を開始するものなどがあり、この点については「放送法第9条第2項第2号の業務の基準およびこれに関連する考え方（案）」の3でお示しているところです。</p>
----	----------------------	---	--	--	---	--	---

32	個人	<p>学校においては、HPからストリーミング配信される番組及び資料映像を授業において活用させていただいています。日々科学技術が進歩し生活環境が変化中、質の高い内容の映像は大変有効な学習資料となっています。</p> <p>配信についての放送後の期間的な問題は、学校においては放送直後から1年間というような特例を認めていただけないでしょうか。また、現在の画面サイズ、画素数については、通信のためのプラットフォームもかかわるとは思いますが、ぜひ高画質を実現願いたいと思います。今後は、各教室にもLANが生まれ、大型ディスプレイで視聴が可能な環境が整っていくものと思われます。オアシスプロジェクトのような行政単位の加入でもよいと思いますが、学校という特例をぜひご検討いただければ幸いです。</p> <p>また、あわせて、教育活動という範囲について、著作権法の拡張なども必要かと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 ・受信料で行う業務については、「国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本」とすることが適当と考えており、インターネット接続環境の急速な進展に対応して、適時適切に見直しを行っていく考えです。 ・学校放送番組は主として学校向けのものであることから、その取り扱いについては、学校におけるインターネット接続環境の整備状況も踏まえつつ、今後検討していきます。 	<p>時代の動きの中で当然の流れだと思います。</p> <p>この料金体系については、他の有線及び衛星通信放送などとバランスをとって設定いただければよいと考えます。特に、低く設定する必要があるとは思えません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案に賛成のご意見と承ります。 		
33	札幌市立新琴似小学校	<p>6. 画質-----</p> <p>既放送番組等のうち動画形式によるものについては、インターネットを利用する国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本とし、その具体的な画質等については、国民全体のインターネット接続環境の変化に応じて随時見直す。</p> <p>-----</p> <p>教育の求めるものは、「未来を担う子供たちにより良いものを」という視点から動き出していきたいと願うばかりです。現状の利便性（国民の大部分が問題なく・・・）で満足することが、来るべき実用の時代には陳腐な情報提供となるほどの進化発展であります。</p> <p>次世代を志向した高画質・高音質の追求が前提になるべきと考えます。ハイビジョン・地デジに相当する画質音質を要求します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 ・受信料で行う業務については、「国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本」とすることが適当と考えており、インターネット接続環境の急速な進展に対応して、適時適切に見直しを行っていく考えです。 ・学校放送番組は主として学校向けのものであることから、その取り扱いについては、学校におけるインターネット接続環境の整備状況も踏まえつつ、今後検討していきます。 	<p>オンデマンドを教育の分野での映像教材データベース構築のスタートとして欲しいと願っています。国策としてのデータベースが、NHK学校放送番組の歴史に裏打ちされた高品位の素材と映像の高画質化により高い教育効果を生み出すと考えます。</p> <p>サービスについても、教育にかかる免除規定の創設など、未来を担う子らへの贈り物としての措置をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 	<p>時代は地デジへの転換が話題となり、すべての情報端末が地デジ画面に集約されることが現実となっている。</p> <p>地デジ放送の高画質・高音質の中に、インターネットを介した動画などのオンデマンド情報が入り込んだときに少なくとも同レベルの映像が求められる。時代の求めるものに逆行するのではなく、ともに協調しあって進んでいくことが、特に「教育」には求められてしかるべきと考えます。</p> <p>国策として新たな時代を迎えた地上デジタルテレビ放送事業が、ブロードバンド時代に情報端末として遜色のない状況を維持することも国策として不可欠であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 ・受信料で行う業務については、「国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本」とすることが適当と考えており、インターネット接続環境の急速な進展に対応して、適時適切に見直しを行っていく考えです。 ・学校放送番組は主として学校向けのものであることから、その取り扱いについては、学校におけるインターネット接続環境の整備状況も踏まえつつ、今後検討していきます。

<p>34</p>	<p>社団法人 日本新聞 協会 メディア 開発委員 会</p>	<p>日本放送協会（NHK）が公表した「放送法第9条第2項第2号の業務の基準（インターネット実施基準）およびこれに関連する考え方（案）」（以下、基準案）への意見募集にあたり、日本新聞協会メディア開発委員会（新聞・通信社のデジタルメディア関連部門の役員・局長54社で構成）の意見を述べる。</p> <p>メディア環境が変化し、放送と通信の連携が進む時代においても、NHKの使命が放送法に基づき放送番組をあまねく視聴者に届けることに変わりはない。受信料収入という安定した財源で運営されるNHKは、民間事業者とは競争条件が異なる。多数の民間事業者によって既に市場が形成されている通信分野でNHKがインターネット事業を行うにあたっては、民業圧迫を引き起こすことのないよう配慮が必要だ。事業規模を拡大する場合においても、民業が圧迫されることにより、結果としてメディアの多元性、言論・表現の多様性が損なわれることがあってはならない。</p> <p>放送法改正に伴い、NHKはインターネット事業を本来業務として行うことが可能となった。とはいえ、同法はインターネットを使って配信するコンテンツを「協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料」と規定している。これはとりもなおさず、インターネット利用によるNHKの業務範囲が「番組の二次利用と放送の補完」に限定されることに他ならない。</p> <p>このため、基準案も受信料を財源として行うインターネット事業の目的について、「協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるとともに、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する」と明記している。自ら明示した目的を常に念頭に置き、放送法によって規定された業務範囲を超えることがないように、慎重な対応を強く求める。</p> <p>基準案はまた、受信料を財源とするインターネット業務の規模について「年額40億円程度を上限とする」と、現行基準の4倍に拡大させている。短兵急に大幅な上限の引き上げを行うことに対して国民の理解を得るためには、NHKがインターネット事業を始めて今日に至るまでのサイトの利用者数や閲覧数の推移、運営費用の内訳と額、インフラの整備状況などの基礎的な資料を公開するとともに、今後計画している具体的な事業内容と、それに要する経費の内訳およびその根拠を詳細に明らかにすべきである。</p> <p>なぜなら、「公共放送を支えるための国民の特殊な負担金」とされる受信料を財源とする以上、可能な限り事業の透明性を高めることが公共放送事業体たるNHKの果たすべき責務であると考えられるからだ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受信料で行う業務の実施にあたって市場への影響についての配慮が必要と考えており、頂いたご意見は今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。 ・放送法第9条第2項第2号の業務が放送法改正によって追加された趣旨を踏まえつつ、適切に業務を実施していく考えです。 <p>なお、NHKが行うインターネットによるコンテンツ提供は、第9条第2項第2号業務に限られるものではなく、番組制作等の本来業務の一環として行うものや、災害・危機管理情報その他の緊急情報・選挙情報・外国人向け情報・番組の周知宣伝等であって放送終了よりも前に提供を開始するものなどがあり、この点については「放送法第9条第2項第2号の業務の基準およびこれに関連する考え方（案）」の3でお示ししているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規模」に関するご意見を踏まえて、「放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）およびこれに関連する考え方」を修正することとし、NHKのインターネットサービスのアクセス数等の推移については、別添2の参考1を追加するとともに、規模の見直しについては、別添2の参考2を追加し、さらに具体的に考え方をお示ししています。 ・これまでの約10億円という上限は、もともと平成14年3月に公表された「日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン」で示されたものであり、その後6年が経過し、その間の国民のインターネット利用の進展や接続環境の急速な変化等を踏まえて今回の見直しを行うものです。 			
-----------	---	---	--	--	--	--

35	ヤフー株式会社	<p>既放送番組等の提供期間として「当該放送番組の終了後1か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後1か月程度）で終了することを基本とし、「我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、または歴史上特に重要な事実を記録したものであって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについて」のみを例外として「上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う」とされているが、「国民共有の財産である既放送番組等を広く国民に還元する」という目的に照らし、提供期間には基準上明示的な制限を設けるべきでない。むしろ提供しないものまたは提供期間に制限を設けるべきものを例外として必要に応じて基準を定めるべきである（誤報や、当事者の人権に関わる犯罪報道等）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受信料で行う業務は、NHKが行う放送の補完と既放送番組等の国民への還元の双方を目的とするものですが、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであることから、その規模については自ずから一定の制約があり、また、2つの目的の中でも放送の補完に重きを置いて実施することが適当と考えています。 提供期間や提供するコンテンツの範囲を限定しない場合には、コンテンツの権利者の許諾を得るなどのために多大な費用を要することとなることから、少なくとも現段階においては、その期間・範囲はある程度限定せざるを得ないものと考えます。 	<p>（提供期間について）</p> <p>サービスの種類として「放送後1週間程度の期間配信する『見逃し番組サービス』」「一定期間または期間を定めずに配信する『特選ライブラリーサービス』」とあり、放送後1週間、一定期間などと、提供期間を限定して配信することが想定されているが、「国民共有の財産である既放送番組等を広く国民に還元する」という目的に照らし、提供期間には制限を設けるべきでない。むしろ提供しないものまたは提供期間に制限を設けるべきものを例外として必要に応じて基準を定めるべきである（誤報や、当事者の人権に関わる犯罪報道等）。</p> <p>（利用料金について）</p> <p>放送を前提に作られた映像をインターネットで配信するためのフォーマット変換や配信プラットフォームの構築・維持のためのコストを有料配信で回収することについては理解するものの、利用料金はそれらのコストを数年で回収するために必要な最小限の設定とすべきである。一定期間を経て初期費用の回収ができたものについては、無料配信または配信にかかる回線利用料や権利処理料等の最低限のコストのみを反映した低廉な利用料金とすべきである。</p> <p>まして、利用料金の考え方において、「放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないこと」「毎年少なくとも1回実施する市場調査により、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低いことが判明したときは、その是正のため必要な改定を行う」などとするについては、「放送番組等の提供を行う他の事業者」の価格設定の根拠には各事業者固有の経済活動上の要因があるところ、日本で唯一の公共放送として受信料による番組制作を行っているという特異性を有する日本放送協会においては他の事業者との表面的な料金比較は無意味であり、他の事業者の料金水準に合わせて料金設定または増額改定を行うことを実施基準に含めることは国民の理解が得られにくいと思われる。「国民共有の財産である既放送番組等を広く国民に還元する」という目的に沿うためには、優良なコンテンツを国民が利用する機会をできる限り広げることが望ましいため、利用料金は日本放送協会がコストベースで設定を行うべきと考える。</p>	<p>（提供期間について）</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテンツの権利者から許諾を得るうえで、配信期間を定めることが必要と考えていますが、「特選ライブラリーサービス」において、権利者から期限の定めなく許諾が得られた場合には、期間を定めずに配信する場合があります。 <p>（利用料金について）</p> <ul style="list-style-type: none"> NOD業務の収支計画では、5年経過後の年度（25年度）に繰越欠損金の解消を目指しており、解消後は、料金の考え方について見直しを行います（変更案第2の15②）。 利用者負担によるサービスとしての公正競争確保の観点から、利用料金を、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し、不当に低くならないように設定することは必要と考えています（変更案第2の9①および⑦）。 	<p>（「インターネット利用のための既放送番組等の提供基準（案）」について）</p> <p>同基準で定める使用料については、放送を前提に作られた映像をインターネットで配信するためのフォーマット変換や配信プラットフォームの構築・維持のためのコストを有料配信で回収することについては理解するものの、提供料金はそれらのコストを数年で回収するために必要な最小限の設定とすべきで、一定期間を経て費用の回収ができたものについては、無料とすべきである。</p> <p>まして、使用料を「他の事業者と同水準」などとすることについては、「放送番組等の提供を行う他の事業者」の価格設定の根拠には各事業者固有の経済活動上の要因があるところ、日本で唯一の公共放送として受信料による番組制作を行っているという特異性を有する日本放送協会においては他の事業者との表面的な料金比較は無意味であり、他の事業者の料金水準に合わせて料金設定することを実施基準に含めることは、最終的な受益者となる一般消費者の利益に反することとなる可能性があり、ひいては「国民共有の財産である既放送番組等を広く国民に還元する」という目的を毀損する恐れがある。優良なコンテンツを国民が利用する機会をできる限り広げることが望ましいため、利用料金は日本放送協会がコストベースで設定を行うべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 提供または使用承認に伴って発生することが見込まれる費用については、提供先または使用承認先の事業者負担していただく考えです。 「インターネット利用のための既放送番組等の提供基準（案）」の3で、NHKコンテンツの使用料について「他の事業者と同水準」としているのは、必ずしも他のコンテンツ提供者が設定している使用料と同水準とすることまでを指したのではなく、NHKオンデマンドサービスへの提供の場合も他の事業者に対する提供の場合も同水準とするという趣旨です。この点については誤解を招くおそれがありますので、3の記述を次のとおり改めます。（下線を追加） <p>「当該提供または使用承認に当たって適用するNHKコンテンツの使用料は、NHKオンデマンドサービスおよび他の事業者への提供または使用承認にあたって適用する使用料と同水準とする。」</p>
----	---------	--	---	--	--	--	--

36	個人	<p>通常放送のスクランブル放送と完全リンクさせるのが、社会常識として最も適正な方法であると考えます。</p> <p>見たものは払う、見ないものは払わない。公平負担の根本原則であると思います。公共放送部分（ニュース天気予報災害放送 etc）は当然ノースクランブルです。これですべて理論的不整合は無くなります。</p>	<p>・本案に直接関係のないご意見であると考えます。</p>	<p>通常放送のスクランブル放送と完全リンクさせるのが、社会常識として最も適正な方法であると考えます。</p> <p>見たものは払う、見ないものは払わない。公平負担の根本原則であると思います。公共放送部分（ニュース天気予報災害放送etc）は当然ノースクランブルです。これですべて理論的不整合は無くなります。</p>	<p>・本案に直接関係のないご意見であると考えます。</p>	<p>通常放送のスクランブル放送と完全リンクさせるのが、社会常識として最も適正な方法であると考えます。</p> <p>見たものは払う、見ないものは払わない。公平負担の根本原則であると思います。公共放送部分（ニュース天気予報災害放送etc）は当然ノースクランブルです。これですべて理論的不整合は無くなります。</p> <p>玉音放送、かぐやの月からの映像などは国民のものであります。NHKが著作権主張を現在もしているのは許せないことだと考えます。このような映像音声は自由に国民が見たり聞いたりする権利があります。</p>	<p>・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。</p>
37	個人	<p>NHKは、受信料によって番組を製作し、一般家庭に配信すると、思っていました。番組の製作をせず、受信料だけを徴収するとは、驚きました。</p> <p>NHKが所有している番組は、すべて国民共有の財産である。それを、次世代に伝えるため、デジタル化するのは大賛成です。デジタル化する費用を捻出するため、利用者にサーバー管理費等の名目で料金を徴収するのは、しかたがないと思います。</p> <p>貴方が、考える受信料の定義とはどのようなものですか。私は、現在 LINUX で、インターネットに接続しています。私にも、受信料を支払う義務が、発生しますか。</p>	<p>・受信料で行う業務は、NHKの放送を受信することができる設備を設置した方に負担していただく受信料を財源として行うものであり、この業務において提供するコンテンツを利用する方から別途受信料をいただくものではありません。</p>	<p>絶対反対です。</p> <p>国民共有の財産であるこれらの既放送番組を、第三者である業者に放送権を売り、NHKは収入を得る。それを見る国民は、自分の受信料で製作された既放送番組に、もう一度料金の支払いをしなければならない。</p> <p>NHKが公共放送でなく、有料放送であれば、この事は、何ら問題はありません。あなた方が、公共放送で有り続けるのか、有料放送への道を進まれるのか。注意深く見守らせていただきます。</p>	<p>・NOD業務は、放送法の改正により、NHKが、インターネットを通じて有料でコンテンツを直接利用者に提供することが可能となったことを受けて実施するものです。</p> <p>・利用者にご負担いただくのは、権利の確保をするための経費、権利者に支払う権利、配信費用など、番組制作費とは別にNOD業務を実施するために必要となる経費です。</p> <p>・放送法第9条第4項の営利目的禁止規定に従い、NOD業務は非営利の業務として実施します。</p> <p>・また、NOD業務は、NHKが自ら（直接またはプラットフォーム事業者を介して）実施し、利用者に料金を負担していただくものであり、NHKが他の事業者から収入を得るものではありません。</p>	<p>民放、有料放送が、NHKの受信料制度を羨み、仕掛けたことだと思います。</p> <p>“2 利用者負担で行う業務”が行われたとき、私は地上波の受信料の支払いをやめます。</p>	<p>・頂いたご意見は、今後の業務実施にあたって参考とさせていただきます。</p>

平成20年10月
日本放送協会

放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）およびこれに関連する考え方

1 インターネットは今や、人々の生活や社会活動などに必要不可欠な“道具”となり、NHKでは、NHKの放送番組との関連性を有するさまざまなコンテンツを提供していますが、昨年12月の放送法改正により、NHKの業務に、ブロードバンド等の電気通信回線を通じて既放送番組等（※）を一般の利用に供する業務（以下「9条2項2号業務」といいます。）が追加されました。

※ NHKが放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。）をいいます。

2 改正放送法が施行された今年の4月以降、NHKでは、総務大臣の認可を受けて定めた実施基準に則って、9条2項2号業務を実施していますが、12月には利用者負担によって行う番組アーカイブ業務「NHKオンデマンドサービス」を開始する予定です。

NHKでは、新たな業務の開始等に対応するため、視聴者の皆さまからの意見募集を行ったうえで、別紙1のとおり変更案を取りまとめました。今後、総務大臣に基準変更の認可申請を行い、認可が得られれば、速やかに実施してゆく考えです。

実施基準の変更案のより具体的な内容について、NHKオンデマンドサービスの概要と仕組みについては別添1を、実施基準変更の考え方等（NHKのインターネットサービスへのアクセス数の推移等および受信料を財源として行う業務の規模見直しの考え方を含む。）については別添2を、それぞれ参照してください。

また、視聴者の皆さまからのご意見およびそれに対するNHKの考え方については、実施基準に関連するもの、それ以外のものを含め、「『インターネット実施基準』の変更案等に関する意見募集実施結果」として、別途、NHKのホームページに公表しています。

3 なお、NHKは、上記の9条2項2号業務のほかにも、インターネットによるコンテンツ提供を行っています。例えば、番組制作等の本来業務の一環として行うものや、災害・危機管理情報その他の緊急情報・選挙情報・外国人向け情報・番組の周知宣伝等であって放送終了よりも前に提供を開始するものなどがあります。これらのうち、本来業務の一環として行うものについては、それぞれの業務の目的に照らしてふさわしい態様・範囲で実施します。また、番組の周知宣伝については、当該番組の放送時以前に実施することを基本とし、全体として当該番組の視聴促進に資する目的が明確になるように編集を施して実施します。

4 番組アーカイブ業務の放送による周知・広報等については、実施基準に定めるところによるほか、別紙2の考え方によることとします。

5 NHKは、インターネットにより提供するコンテンツの編集に当たって、「NHK国内番組基準」（外国人向け情報については「NHK国際番組基準」）に準じて取り扱います。

また、以上のうち、受信料を財源として実施するインターネットサービスについては、毎年度、その実施基本計画を策定し、公表します。この場合、実施基準に基づいて実施するものは、他のものと明確に判別できるような形で策定します。

6 このほか、NHKは、いわゆるビデオ・オン・デマンド事業者等からの求めに応じてNHKコンテンツを提供し、またはこれらの事業者に対して使用を許諾することがありますが、これらについては、別紙3の考え方によることとします。

【参考資料1：放送法、放送法施行規則 関連条文】

【参考資料2：これまでの経緯】

放送法第9条第2項第2号の業務の基準（案）

協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。以下「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（放送および有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定されている有線放送に該当するものを除く。）（放送法第9条第2項第2号に規定されている業務。以下「本業務」という。）については、次の基準に基づき実施する。

第1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの

1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、受信料を財源として一般の利用に供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるとともに、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

2. 規模

年額40億円程度を上限とする。

3. 既放送番組等の提供の態様

協会のホームページ（ウェブ上のサイトをいう。以下同じ。）において行うこととし、当該ホームページにおいて、協会が放送した当該放送番組（以下「当該放送番組」という。）の名称を明示する。

4. 既放送番組等の提供期間

当該放送番組の終了後1か月程度（シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後1か月程度）で終了することを基本とする。

なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、または歴史上特に重要な事実を記録したものであって、受信料を財源として提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。

5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供

災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供（外国語によるものに限る。）については、2から4までの規定にかかわらず、必要に応じ、積極的に実施する。

6. 画質

既放送番組等のうち動画形式によるものについては、インターネットを利用する国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本とし、その具体的な画質等については、国民全体のインターネット接続環境の変化に応じて随時見直す。

7. 基本計画の作成と公表

各事業年度の開始前に、提供しようとする既放送番組等の具体的な内容等を記載した基本計画を公表し、これに則って実施する。

各事業年度の基本計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。

第2 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。）

1. 目的

既放送番組等を、電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に供することにより、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。

2. サービスの名称

協会が、番組アーカイブ業務として、利用規約に基づき、日本国内において、電気通信回線を用いて映像・音声コンテンツを配信し、利用者に有料で提供するサービス（これに附帯するサービスを含む。）を、「NHKオンデマンドサービス」（以下「本サービス」という。）と総称する。

3. サービスの種類

本サービスの種類は、既放送番組等を、当該放送番組の放送後1週間程度の期間配信する「見逃し番組サービス」、およびこれより過去に放送した既放送番組等を、一定期間または期間を定めずに配信する「特選ライブラリーサービス」とし、「単品」、番組等を複数本まとめた「パック」または「月額見放題パック」のいずれかの契約種別により提供する。

4. プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応

① 本サービスは、サービスの普及および充実のためにプラットフォーム事業者（動画配信サービスにおいて、動画管理、動画配信、メタデータ管理、顧客管理、課金管理等の機能を一括して提供する事業者で、利用者との間に、本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者をいう。以下同じ。）を介して実施することがある。ただし、パーソナルコンピュータを提供端末とする場合を除く。

② 協会は、プラットフォーム事業者から契約の申し出があったときは、契約の条件について誠実に協議し、本サービスを実施するために求められる次の条件を満たすと判断したときは、契約の締結を行う。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。

ア. 本サービスを一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと。

イ. 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと。

ウ. テレビジョン受信機を視聴環境とするプラットフォームサービスの場合、ハイビジョン画質による番組提供ができること。

エ. オンラインで既放送番組等およびメタデータの登録ができること。

オ. 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること。

カ. プラットフォームサービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと。

キ. その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと。

- ③ 契約の締結を行うプラットフォーム事業者の選定について、協会は、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、不当に差別的な取り扱いを行わない。

5. 提供端末

- ① 本サービスにおいて対象とする端末機器は、本サービスを利用するために必要な次のソフトウェアまたは機能を備えたパーソナルコンピュータ、テレビジョン受信機およびセットトップボックスであって、各々に必要な電気通信回線に接続されたものとする。

ア. 配信する動画を再生するためのソフトウェアまたは機能

イ. 配信する動画の再生条件等を制御するコンテンツ保護ソフトウェアまたは機能

ウ. 配信する動画の内容情報等のメタデータの表示および視聴・購入等のユーザーインターフェースを提供するソフトウェアまたは機能

エ. 個別認証を必要とする有料課金サービス等のサービスモデルを実現するソフトウェアまたは機能

- ② ①の端末機器のうちテレビジョン受信機およびセットトップボックスについては、本サービスの提供に関し協会との間で契約を締結したプラットフォーム事業者が提供し、または当該プラットフォーム事業者の規格に準拠したものを対象とする。
- ③ 技術進歩等によって本サービスを利用するために必要なソフトウェアまたは機能を備えることにより、新たに①の条件を満たした端末に関しては、その普及の程度および協会が新たに負担することとなる費用を勘案しつつ、逐次、提供端末に加える。

6. 本サービスの利用申し込みに対する応諾義務

協会は、番組アーカイブ業務の実施に当たって、本サービスの利用希望者との契約を、正当な理由なく拒まない。

7. 利用規約の作成

利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、提供端末の諸条件に対応して、あらかじめ、次に掲げる事項を含む利用規約をパーソナルコンピュータ向けおよび各プラットフォームサービスごとに定める。

- ① 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介しており、本サービス専用の会員登録を行うことなく購入の申し込みを行うことができる環境にある場合、当該プラットフォームサービスの利用規約には、この項目は含めない。
- ② 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示

すること。

- ③ 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法。
- ④ 利用者から利用障害等が発生した旨通知があった場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）に何らかの異常があったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講じるものとする。ただし、本サービスがプラットフォーム事業者を介している場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。
- ⑤ コンテンツ利用は個人としての視聴に限るものとし不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項。
- ⑥ 協会は、利用者の氏名、生年月日、電話番号等の個人情報を、別に定める「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。
- ⑦ 協会は、⑥に定める個人情報を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと。
- ⑧ 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件。
- ⑨ 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、利用者に対する予告に必要な期間を確保するため、当該プラットフォーム事業者との契約内容を整備する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該プラットフォームを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。
- ⑩ ①から⑨までに定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等。

8. 個人情報保護について

- ① 個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報に関する法令その他の規範を遵守し、協会の業務として個人情報を取り扱う者に対して、必要な教育を実施する。なお、プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者がこれと同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。
- ② 個人情報の利用を適正に行うための措置をとるとともに、個人情報の盗難、改ざん、漏洩等によるプライバシー侵害その他の権利の侵害を防止するため、適切な安全管理措置を講じる。
- ③ 個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護に関する統括責任者、管理者および担当者を配置する。
- ④ 個人情報の取り扱いに関して寄せられた苦情および利用者本人からの開示等の求めについては、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適正に対応する。
- ⑤ ①から④までに定めるところによるほか、個人情報については、「NHK個人情報

報保護方針」および「NHK個人情報保護規程」に則り適切に取り扱うものとする。

9. 利用料金の考え方

- ① 本サービスを開始するに際し、利用料金の料額を決定するにあたっては、あらかじめ利用料金収入の推計調査を実施し、これにより利用料金収入総額の推計値が最大となる料額を基準として、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低くならないことを加味し、その中心料金を設定するものとする。
- ② ①の中心料金は、その適用される複数年度の計画期間中に見込まれる事業収支が相償するものでなければならない。
- ③ ①の中心料金を基準として、「単品」については番組の長さおよび市場性を考慮したランクならびに画質に応じ、また、「月額見放題パック」については画質に応じ、それぞれ標準的な料額を定めた料金表（以下「NOD料金表」という。）を設定する。
- ④ 個々の提供番組については、NOD料金表上のどのランクを適用するかを、当該番組の市場性を評価したうえで、提供開始時に決定する。
- ⑤ 個々の「パック」については、提供開始時に、30パーセントを超えない範囲で「パック」割引率を決定し、当該「パック」を構成する番組の「単品」の料額の合計額に、当該決定した「パック」割引率を乗じた額を減じて、その料額を設定する。
- ⑥ NOD料金表は、その適用後6か月以上にわたり、利用料金収入が①の推計調査結果に比し大幅に低い水準にあり、かつ利用実績その他の指標に照らしこれを改定することにより収入の増加が見込まれるときは、必要な改定をすることがある。
- ⑦ NOD料金表は、毎年少なくとも1回実施する市場調査により、放送番組等の提供を行う他の事業者の平均的な料金水準に比し不当に低いことが判明したときは、その是正のため必要な改定を行う。
- ⑧ 番組の長さおよび市場性を考慮したランクがNOD料金表に当てはまらない番組、または権利確保のために要する経費が標準的な経費に比し著しく高額となる番組については、特別料金を設定することがある。
- ⑨ シリーズ番組のうちの一部の番組について、当該シリーズ全体の利用料金収入の増加が見込まれるときは、その料額を、無料もしくはNOD料金表記載の料額に比し著しく低い額とし、またはその適用する「パック」割引率を30パーセントを超える高い率に設定することがある。ただし、この項の規定を適用する番組の提供本数は、料額決定の透明性を確保する観点および過大な危険負担を回避する観点から、当該年度の総提供本数の5パーセントを超えないこととする。

10. 区分経理

- ① 番組アーカイブ業務に係る経理は、その他のものと区分して番組アーカイブ業務勘定により整理する。
- ② 既放送番組等を本サービスで使用するための一般勘定に対するコンテンツ使用料として、他の事業者と同水準の権料を番組アーカイブ業務勘定の経費に計上する。
- ③ 番組アーカイブ業務とその他の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理する。この場合の主な考え方は次のとおりである。
ア. 既放送番組等を電気通信回線を通じて一般に提供するために必要な権利確保に

要する経費、第三者に対する権料、原盤の制作に要する経費、一般勘定資産の設備経費等については、「見逃し番組サービス」に係る経費はその全額を、「特選ライブラリー番組サービス」に係る経費は、提供番組数の実績に応じて、それぞれ番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

イ. 給与経費・退職手当および厚生費については、番組アーカイブ業務を実施する要員相当分を、番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

ウ. 協会の業務全般に共通して要する共通管理費については、費用の特性に応じ、支出、要員数、専有面積等の実績により番組アーカイブ業務勘定に配賦する。

11. 収支差が生じた場合の扱い

- ① 番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。
- ② 繰越欠損金の解消後の番組アーカイブ業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、番組アーカイブ業務勘定における翌期以降の番組アーカイブ業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。

12. 利用に関する契約の取り次ぎ

本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。

13. 番組アーカイブ業務の周知・広報活動

番組アーカイブ業務の周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。

14. 操作方法・画面表示

提供端末における操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム事業者を介している場合は、当該プラットフォーム事業者とともに、同様に取り組む。

15. 意見・苦情等への対応

- ① 本サービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が本サービスの実施のために設置するNODコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム事業者を介した本サービスの利用に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者のコールセンターで受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、本サービスのより円滑な利用を促進する。
- ② 番組アーカイブ業務の遂行状況に関して外部事業者から寄せられた意見・苦情等については、外部委員を含む審査委員会において、同業務の適正性の確保の観点から検討を行い、必要な措置を講じる。

16. 資料の公表

7の利用規約、9の①および⑦の調査結果、10の③の配賦基準ならびに15の②の検討結果および措置は、協会のホームページに掲載して公表する。

17. 検討

- ① 番組アーカイブ業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、9の規定にかかわらず、その後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講じる。
- ② 平成25年度末において、番組アーカイブ業務勘定の単年度の事業収支差益が発生せず、かつ繰越欠損金の解消がされないときは、番組アーカイブ業務の継続について検討を行い、必要な措置を講じる。

第3 この基準の施行日

この基準は、平成20年11月20日から施行する。

第4 この基準の見直し

この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、その施行日から3年後を目途に必要な見直しを行うこととする。

第5 その他

第1の7の基本計画のうち平成20年度に係るものについては、この基準について総務大臣の認可を得た後、この基準の施行日まで公表する。

番組アーカイブ業務に関する「実施基準」変更案関連事項

1 番組アーカイブ業務の放送による周知・広報

番組アーカイブ業務の周知・広報活動は、「実施基準」第2の13項に基づき実施します。

このうち、NHKの放送による周知・広報活動は、NHKの放送番組編集の基本計画等に基づき、放送番組の編集の一環として実施するものであることから、別に方針を定めることとし、具体的には、サービス開始に際して、定時編成の経営広報番組において業務の紹介を行うほか、当面の間、随時編成のスポット広報番組において、週に数回程度、業務の紹介を行い、その周知を図ることとします。

なお、「見逃し番組サービス」については、視聴者利便に資する観点から必要な場合には、当該放送番組の放送に続けてその実施の事実を放送により告知することがあります。

2 番組アーカイブ業務以外の業務に従事する職員等による同業務に関する問い合わせ対応

「実施基準」第2の12項に定めるとおり、「NHKオンデマンドサービス」の利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行いません。

ただし、NHKの職員および受信料の契約・収納業務に従事する委託契約収納員が、視聴者から「NHKオンデマンドサービス」に関し問い合わせを受けたときは、必要に応じ、その概要を説明することがあるほか、NODコールセンターを紹介するなどして、適切に対処します。

インターネット利用のための既放送番組等の提供基準

インターネットを通じて一般の利用に供する目的で、事業者から既放送番組等の提供または使用承認の要請があったときは、次の基準により対処します。

1. 一般的な承認基準は次のとおりとする。
 - ① NHKの性格・使命を損なわないこと。
 - ・ NHKの不偏不党、政治的公平に対する信頼を損なわない。
 - ・ NHKまたはNHKの番組を誹謗中傷する内容の企画に使用するものでない。
 - ・ 番組のイメージ・企画意図等を損なわない。
 - ・ 番組のリピート放送または貴重な素材の再使用に支障がない。
 - ② NHKの番組およびニュースの取材活動への支障がないこと。
 - ・ 公私を問わず、法的手続きあるいは係争のために援用しない。
 - ・ 特定の個人・団体を誹謗中傷する目的で使用しない。
 - ・ 取材相手のプライバシー、肖像権等を侵害するおそれがない。
 - ③ 過度の営利行為につながらないこと。
 - ④ 使用目的が反社会的でないこと。
 - ・ 公序良俗に反するおそれがない。
 - ・ 法令等に違反した使用につながらない。
 - ⑤ NHK以外の権利者等の権利処理が可能であること。
2. 当該提供または使用承認に伴って費用の発生（番組アーカイブ業務との共通経費のうち一般勘定に配賦されるものを含む。）が見込まれるときは、当該提供先または使用承認先の事業者がこれを負担すること。
3. 当該提供または使用承認に当たって適用するNHKコンテンツの使用料は、NHKオンデマンドサービスおよび他の事業者への提供または使用承認に当たって適用する使用料と同水準とする。
4. 提供または使用承認は、コンテンツの活用をより効果的に進める観点から、提供の時期や期間、また使用メディアなどの諸条件について調整のうえ実施する場合がある。
5. 提供または使用承認に当たっては、NHKとの取引関係、資本関係の有無にかかわらず、特定の者に対し、不当に差別的な取扱いをしない。



NHKオンデマンド

NHKが放送した番組を、ブロードバンド回線等を通じて、パソコンや高機能TV等に有料で配信するVOD(ビデオ・オン・デマンド)サービスです。

「見逃し番組」サービス
(放送後1週間程度の番組を配信)

NHKのテレビで放送している番組の中から「大河ドラマ」など毎日10～15番組とニュース5番組を放送後1週間程度配信するサービス

「特選ライブラリー」サービス
(NHKの映像資産を配信)

過去に放送したドラマ番組、「映像の世紀」や「NHKスペシャル」等の大型ドキュメンタリー番組など、NHKの映像資産(アーカイブス番組)を配信するサービス

※開発中の画面です

【業務内容】

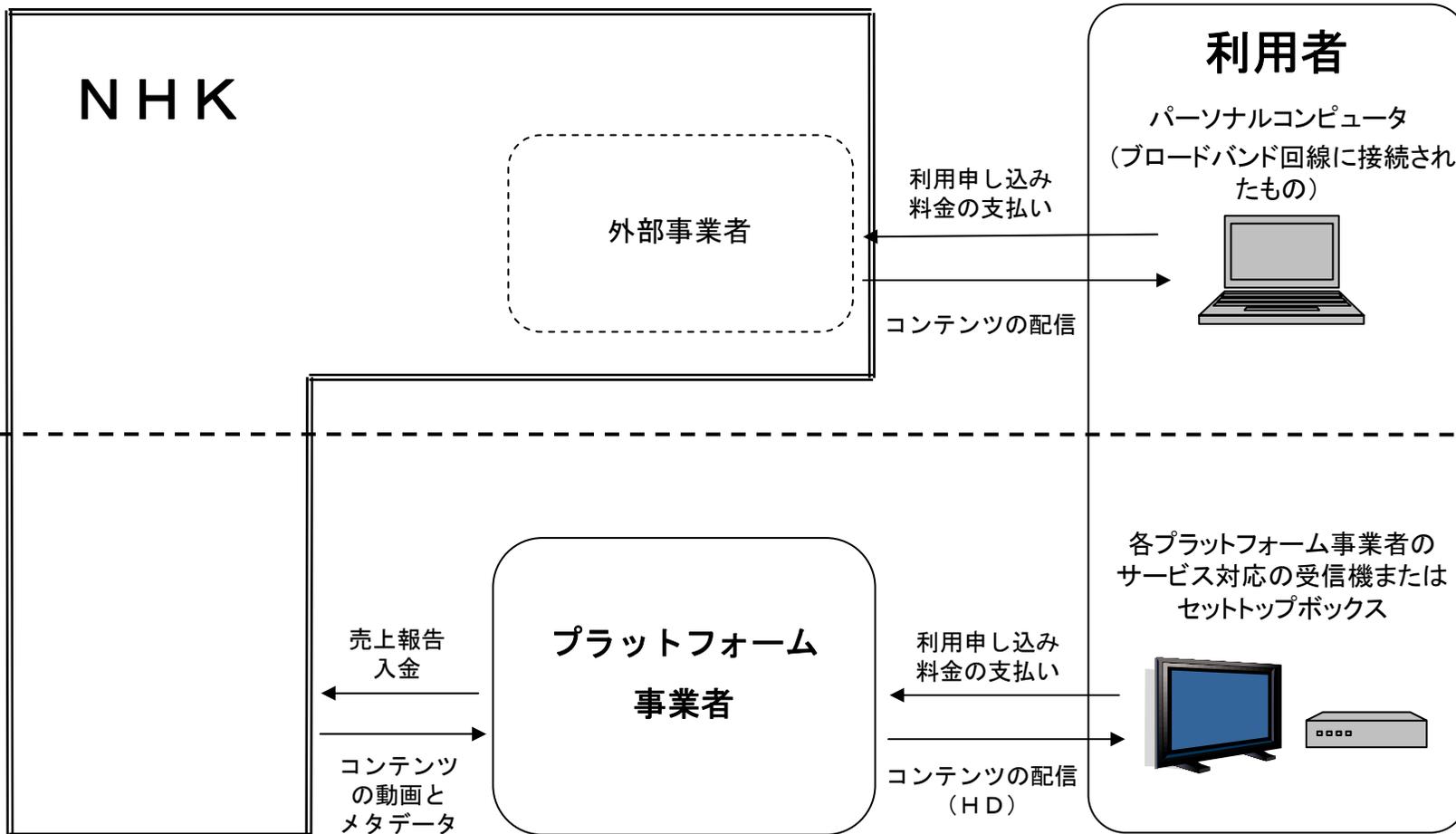
- ・権利取得・権利支払い
- ・動画／メタデータ制作
- ・ラインナップ編成 等

- ・商品管理
- ・課金管理
- ・配信
- ・会員管理
- ・ページ制作／管理等

① パーソナルコンピュータを端末として、NHKが直接提供するサービス

①・②いずれの場合もコンテンツの提供主体はNHKであり、NHKと利用者が直接契約を締結

② プラットフォーム事業者を介して、NHKが提供するサービス



※②のサービスは、12月のサービス開始時点では、一定の条件を満たすプラットフォーム事業者3社（「アクトビラビデオ・フル」サービスを行う株式会社アクトビラ、「J:COM オン デマンド」サービスを行う株式会社ジュピターテレコム、「ひかりTV」サービスを行う株式会社NTTぷらら）を介して実施する予定。（条件を満たす事業者から契約の申し出があれば、随時契約を締結）

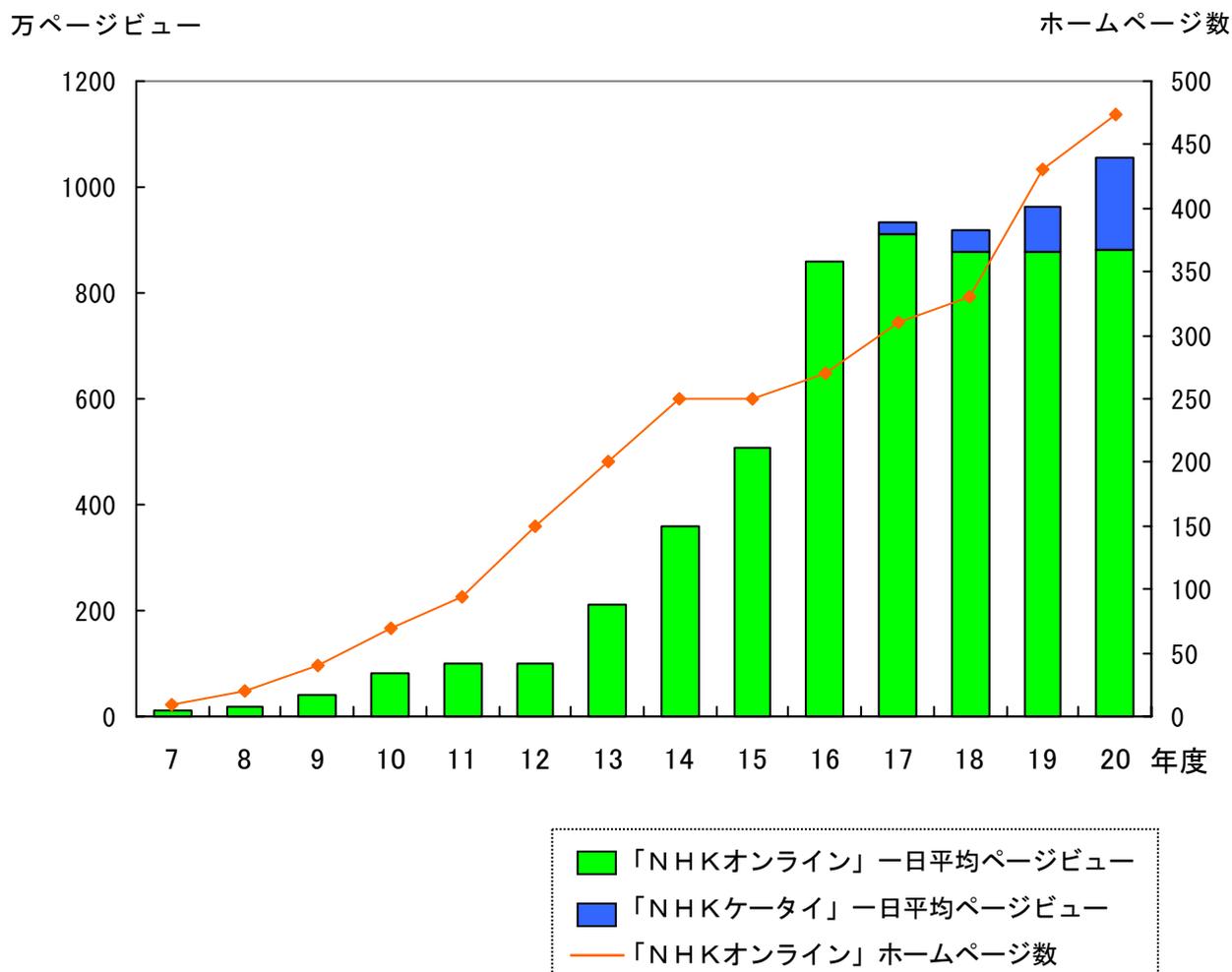
「インターネット実施基準」の新旧対照および変更の考え方等

「現行」実施基準(平成20年3月12日総務大臣認可)	実施基準「変更案」	変更の考え方等
既放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務(放送法第9条第2項第2号。以下「本業務」という。)については、次の基準に従い実施する。	協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料(これらを編集したものを含む。以下「既放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務(放送および有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定されている有線放送に該当するものを除く。)(放送法第9条第2項第2号に規定されている業務。以下「本業務」という。)については、本基準に基づき実施する。	基準の対象となる業務を、より分かりやすい形で規定しました。
1. 本業務のうち専ら受信料を財源として行うもの	第1 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの 1. 目的 既放送番組等を、電気通信回線を通じて、受信料を財源として一般の利用に供することにより、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高めるとともに、国民共有の財産であるこれらの既放送番組等を広く国民に還元する目的で、これを実施する。	番組アーカイブ業務の開始にあたって、専ら受信料を財源として行うものの目的規定を追加しました。
(1) 提供する情報の形態 協会が放送した放送番組およびその編集上必要な資料(これらを編集したものを含む。)とする。	<削除>	前文に規定していることから、削除しました。
(2) 規模 年額10億円程度を上限とする。(災害・危機管理情報、選挙情報、外国人向け情報の提供、番組の周知宣伝を除く。)	2. 規模 年額40億円程度を上限とする。	インターネット接続環境の高速化への対応等、今後見込まれる実施経費の増を踏まえて見直すものです。 NHKのインターネットサービスへのアクセス数、経費等の推移については参考1を、受信料を財源として行う業務の「規模」見直しの考え方については参考2を参照してください。
(3) 態様 放送番組ごとにホームページを作成することとし、当該放送番組の終了後(シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後)1週間程度とする。(災害・危機管理情報、選挙情報、外国人向け情報の提供、番組の周知宣伝を除く。)	3. 既放送番組等の提供の態様 協会のホームページにおいて行うこととし、当該ホームページにおいて、協会が放送した当該放送番組(以下「当該放送番組」という。)の名称を明示する。 4. 既放送番組等の提供期間 当該放送番組の終了後1か月程度(シリーズものの放送番組については、当該シリーズの終了後1か月程度)で終了することを基本とする。 なお、当該放送番組が、我が国の過去の優れた文化の保存に寄与し、または歴史上特に重要な事実を記録したものであって、受信料を財源として	ホームページの数が多くなりすぎ利用しにくい等の指摘を踏まえ、個別番組ごとのホームページを必須としないこととしますが、番組との関連性については番組名称の明示により担保します。 提供期間については、番組ホームページへの視聴者の反響のロングテール化等に伴い、提供の終期を延長するとともに、国民共有の財産である既放送番組等の国民還元の観点から、社会的意義のあるものは期間にかかわらず、適宜実施します。

	提供するにふさわしい社会的意義を有するものについては、上記の期間にかかわらず、適宜提供を行う。	
(4) 災害・危機管理情報、選挙情報、外国人向け情報の提供については、必要に応じ、積極的に実施する。	5. 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供 災害・危機管理情報その他の緊急情報、選挙情報および外国人向け情報の提供（外国語によるものに限る。）については、2から4までの規定にかかわらず、必要に応じ、積極的に実施する。	報道機関として当然伝えるべき情報は、災害・危機管理情報のみに止まらないことから、それらを含めて、緊急情報として整理しました。 外国人向け国際発信の強化に伴い、外国人向け情報は外国語によるものに限るとして、その意義を明確化しました。
(5) 番組の周知宣伝については、必要に応じ、適宜実施する。	<削除>	特別な取り扱いを行わないこととします。
	6. 画質 既放送番組等のうち動画形式によるものについては、インターネットを利用する国民の大部分が問題なく視聴できる程度の画質で提供することを基本とし、その具体的な画質等については、国民全体のインターネット接続環境の変化に応じて随時見直す。	高画質での提供を想定する番組アーカイブ業務の開始にあたって、専ら受信料を財源として行うものの画質に関する規定を新設しました。
	7. 基本計画の作成と公表 各事業年度の開始前に、提供しようとする既放送番組等の具体的な内容等を記載した基本計画を公表し、これに則って実施する。 各事業年度の基本計画は、必要に応じ、年度途中で変更することがある。	現在自主的に「放送番組補完インターネット利用計画」を作成していますが、本基準の対象とするコンテンツ提供の基本計画に関する規定を新設しました。
2. 本業務のうち専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。） 当面の間、実施しない。	第2 本業務のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの（以下「番組アーカイブ業務」という。） <省略・別紙1の第2を参照してください。>	番組アーカイブ業務の開始にあたって、基準を全面追加しました。 （この業務の概要と仕組みについては、別添1を参照してください。）
3. 実施日 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の施行の日から実施する。	第3 この基準の施行日 この基準は、平成20年11月20日から施行する。	番組アーカイブ業務の開始にあわせ、施行日を設定しました。
なお、本基準は、番組アーカイブ業務の開始にあたって、遅くとも平成20年11月までに見直すこととする。	第4 この基準の見直し この基準は、本業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、その施行日から3年後を目途に必要な見直しを行うこととする。	現行基準どおり見直すとともに、今後の必要の見直しの目途を3年後とします。
	第5 その他 第1の7の基本計画のうち平成20年度に係るものについては、この基準について総務大臣の認可を得た後、この基準の施行日まで公表する。	経過措置を規定しました。

NHKのインターネットサービスへのアクセス数、実施経費等の推移

○ NHKのインターネットサービスへのアクセス数とホームページ数の推移



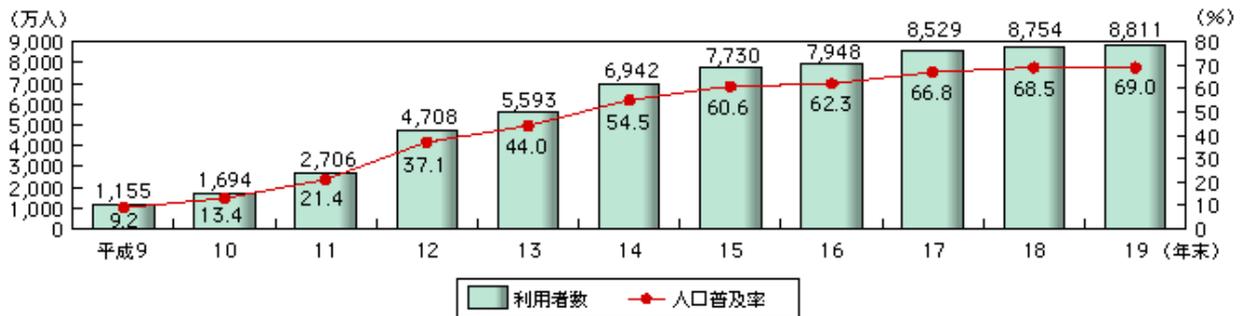
※20年度の一日平均ページビューは、4～9月の数値

○ 放送補完インターネットサービスの実施経費（予算）の推移

(単位 億円)

年度	14	15	16	17	18	19	20
実施経費	6.0	6.0	7.5	7.4	6.0	6.6	8.8
放送番組の二次利用	4.3	3.0	4.5	4.4	3.8	3.9	5.3
放送番組の関連情報	1.6	2.9	2.9	2.9	2.2	2.6	3.4

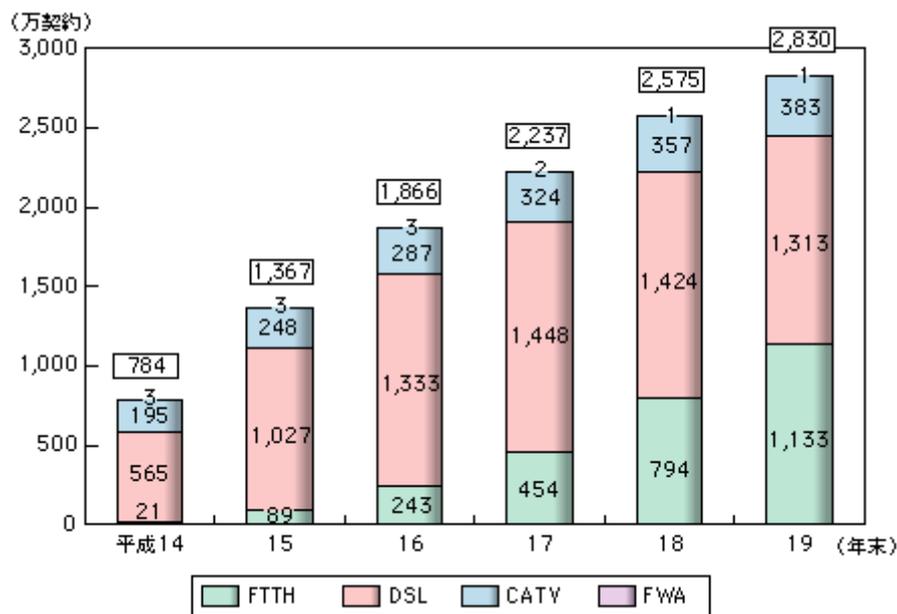
【インターネット利用者数および人口普及率の推移】



- ※ インターネット利用者数(推計)は、6歳以上で、過去1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、携帯情報端末、ゲーム機等あらゆるものを含み(当該機器を所有しているか否かは問わない)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む
- ※ 人口普及率(推計)は、本調査で推計したインターネット利用人口8,811万人を、平成19年10月の全人口推計値1億2,769万人(国立社会保障・人口問題研究所『我が国の将来人口推計(中位推計)』)で除したものの
- ※ 平成9年から平成12年末までの数値は「通信白書」から抜粋。平成13年から平成19年末までの数値は、通信利用動向調査における推計値
- ※ 調査対象年齢については、平成11年調査まで15～69歳であったが、その後の高齢者及び小中学生の利用増加を踏まえ、平成12年調査は15～79歳、平成13年調査以降は6歳以上に拡大したため、これらの調査結果相互間では厳密な比較はできない

総務省「通信利用動向調査」により作成

【ブロードバンド契約数の推移】



受信料を財源として行う業務の規模見直しの考え方

実施基準の変更案において、専ら受信料を財源として行う業務の規模について「年間40億円程度を上限とする」こととしています（変更案第1の2）が、これは、今後3年程度を見越して考えられる経費見込みを踏まえて検討したものです。

これまでの「約10億円」という上限は、もともと平成14年3月に公表された総務省「日本放送協会のインターネット利用に関するガイドライン」で示されたものであり、その後6年が経過し、その間の国民のインターネット利用の大幅な進展や接続環境の急速な変化等を踏まえて、今回の見直しを行うことにしたものです。

この「年間40億円程度」はあくまでも上限値として設定しようとするものであり、実際の支出予算は、平成21年度以降、毎年度の予算編成の中でNHK全体の財政状況を踏まえて経営委員会の議決により決定し、国会の承認を得ていくものですので、現段階で「40億円」の具体的な内訳があるような性格のものではありませんが、見直しの検討に当たっては以下のような増加要素を見込みました。

- ① 国内のインターネット接続環境の高速化、多様化等が進展するとともに、視聴者からも現在NHKが提供している動画コンテンツについて、より良質の画質、より大きな画像での提供を求める声が寄せられていることから、これらに対応する観点から、今後、コンテンツ提供側のNHKとしても、一定の基盤整備が必要になるものと考えています。例えば、動画コンテンツの画質改善等のためのサーバー強化、多様化する各社の携帯端末向けにコンテンツを自動変換するシステムの整備、デジタル権利管理システム（DRM）の運用など、動画コンテンツの円滑な利用・提供に必要な基盤整備を進めるための経費増が見込まれます。これは、最大で年間十数億円規模になることもあるものと見込みました。
- ② 今回の実施基準の変更により、従来の実施基準で「規模」の対象外としていた番組の周知宣伝のうち、「既放送番組等の提供」に該当するものは「規模」の対象とすることになっているため、新たにその部分の金額を見込みました。これは、最大で年間数億円規模になることもあるものと見込みました。
- ③ ①の基盤整備にあわせて、コンテンツ内容の適正性の確保と充実を図るため、ホームページ編集体制の整備等のための経費増も見込んでいます。これは、最大で年間数億円規模になることもあるものと見込みました。

放送法第9条第2項第2号の業務の現在（平成20年度予算）の実施経費8.8億円に、最大で年間二十数億円規模になることもあるものと見込まれるこれらの増加見込み分を加えると、合計で最大年間三十数億円規模となることも見込まれるため、上限値としては「年間40億円程度」に設定することとしたものです。

いずれにしても、この「年間40億円程度」はあくまでも上限値として設定するものであって、実際の支出予算は、毎年度の予算編成の中でNHK全体の財政状況を踏まえて決定し、国会の承認を得て確定し、NHK予算資料の中で公表してゆくことになります。

【参考】 動画コンテンツのデータ量について

動画コンテンツのデータ量は、文字によるコンテンツに比して格段に大きく、その提供のためには非常に大きなサーバー容量が必要になります。

動画コンテンツのデータ量は、そのコンテンツの内容等によってさまざまですが、現在NHKがインターネットで提供している動画コンテンツ（伝送速度は384kbps（毎秒キロビット）。注）の平均値を計算すると、3分の動画コンテンツのデータ量はおよそ240MB（メガバイト）。注）となります（動画コンテンツ1秒あたりのデータ量が平均1.3MBとなるものとして試算）。

一方、例えば一般的な新聞1日分（朝刊および夕刊）の記事はおよそ30万文字とされますので、これをデータ量に換算すると0.6MBとなります。

したがって、3分の動画コンテンツのデータ量は、単純計算すると、新聞記事の約400日分に相当するという試算になります。

（注）ビット、バイトとは

ビットとは、データにおける最小の単位で、1ビットは、“1”と“0（ゼロ）”の2つの値をもっています。

バイトとは、情報量の単位で、1バイトは8ビットです。デジタルデータを扱う場合、情報の記憶や処理、伝達をバイト単位で行なうことが多い。

なお、キロは1,000倍ですので、384kpbsは、毎秒384,000ビットを送る伝送速度です。また、メガはキロの1,000倍、すなわち100万ですので、240MBは、2億4千万バイトの情報量となります。

放送法、放送法施行規則 関連条文

放送法

(業務)

第9条 協会は、第7条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第7条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線放送に該当するものを除く。）。

三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。

四 (略)

五 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

六～八 (略)

3～8 (略)

9 協会は、第2項第2号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

10・11 (略)

(支出の制限等)

第39条 協会の収入は、第9条第1項から第3項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

2 協会は、第9条第2項第2号及び第3項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

放送法施行規則

(区分経理の方法)

第11条の3 協会は、法第9条第2項第2号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「番組アーカイブ業務」という。）及び同条第3項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 協会は、番組アーカイブ業務、法第9条第3項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。

これまでの経緯

平成19年12月 放送法改正

- ・NHKの任意業務として、「既放送番組等」をブロードバンド等の電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を追加
- ・総務大臣の認可を受けて定める基準に従って業務を実施することを規定
- ・サービスの利用者が負担する料金を財源として行うもの（番組アーカイブ業務）については、これに要する経費や利用料金収入をその他の経理と区分することを義務付け

平成20年 3月 実施基準 総務大臣認可

- ・NHKが放送法改正前から「附帯業務」として実施してきた「放送の補完利用としてのインターネット利用」を引き続き実施するために必要な範囲で、9条2項2号業務のうち専ら受信料を財源として行うものに関する基準を定めたもの

平成20年 4月 改正放送法施行

(平成20年12月 「NHKオンデマンドサービス」開始予定)